

令和3年第1回飛騨市議会定例会議事日程

令和3年3月9日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第5号	飛騨市公契約条例について
第3	議案第6号	飛騨市行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
第4	議案第7号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第5	議案第8号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第6	議案第9号	飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例について
第7	議案第10号	飛騨市不育症治療費助成金条例の一部を改正する条例について
第8	議案第11号	飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
第9	議案第12号	飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
第10	議案第13号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第11	議案第14号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第12	議案第15号	飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第13	議案第16号	飛騨市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第14	議案第17号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第15	議案第18号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
第16	議案第19号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第17	議案第20号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第18	議案第21号	裁判上の和解について
第19	議案第22号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
第20	議案第23号	飛騨市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第24号	飛騨市林道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
第22	議案第25号	飛騨市農林業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
第23	議案第26号	飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について
第24	議案第27号	指定管理者の指定について(飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設)
第25	議案第28号	指定管理者の指定について(飛騨市河合健康増進施設(ゆうわ〜くはうす))
第26	議案第29号	指定管理者の指定について(飛騨かわいスキー場)
第27	議案第30号	指定管理者の指定について(飛騨市奥飛騨山之村牧場)
第28	議案第31号	指定管理者の指定について(飛騨市数河グラウンド)
第29	議案第32号	指定管理者の指定について(飛騨市古川ふれあい広場施設)
第30	議案第33号	指定管理者の指定について(なかんじょ川関連)
第31	議案第34号	指定管理者の指定について(飛騨市河合森林総合利用施設)
第32	議案第35号	指定管理者の指定について(飛騨市アスク山王)
第33	議案第36号	指定管理者の指定について(飛騨市やまびこ学園)
第34	議案第37号	指定管理者の指定について(飛騨市まんがサミットハウス、飛騨市宮川温泉おんり〜湯、飛騨市アゴラ広場、飛騨市カフェテリア白木ヶ峰)
第35	議案第38号	指定管理者の指定について(飛騨市ふるさと山荘ナチュラルみやがわ)
第36	議案第39号	指定管理者の指定について(山之村キャンプ場)
第37	議案第40号	指定管理者の指定について(飛騨市流葉交流広場、飛騨市流葉自然休養園)
第38	議案第41号	指定管理者の指定について(飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館)
第39	議案第42号	令和2年度飛騨市一般会計補正予算(補正第9号)
第40	議案第43号	令和2年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第4号)
第41	議案第44号	令和2年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
第42	議案第45号	令和2年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)

日程番号	議案番号	事 件 名
第43	議案第46号	令和2年度飛驒市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第44	議案第47号	令和2年度飛驒市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第45	議案第48号	令和2年度飛驒市下水道污泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)
第46	議案第49号	令和2年度飛驒市駐車場事業特別会計補正予算(補正第1号)
第47	議案第50号	令和2年度飛驒市情報施設特別会計補正予算(補正第2号)
第48	議案第51号	令和2年度飛驒市給食費特別会計補正予算(補正第2号)
第49	議案第52号	令和2年度飛驒市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
第50	議案第53号	令和3年度飛驒市一般会計予算
第51	議案第54号	令和3年度飛驒市国民健康保険特別会計予算
第52	議案第55号	令和3年度飛驒市後期高齢者医療特別会計予算
第53	議案第56号	令和3年度飛驒市介護保険特別会計予算
第54	議案第57号	令和3年度飛驒市公共下水道事業特別会計予算
第55	議案第58号	令和3年度飛驒市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第56	議案第59号	令和3年度飛驒市農村下水道事業特別会計予算
第57	議案第60号	令和3年度飛驒市個別排水処理施設事業特別会計予算
第58	議案第61号	令和3年度飛驒市下水道污泥処理事業特別会計予算
第59	議案第62号	令和3年度飛驒市駐車場事業特別会計予算
第60	議案第63号	令和3年度飛驒市情報施設特別会計予算
第61	議案第64号	令和3年度飛驒市給食費特別会計予算
第62	議案第65号	令和3年度飛驒市水道事業会計予算
第63	議案第66号	令和3年度飛驒市国民健康保険病院事業会計予算
第64		一般質問

令和3年第1回飛騨市議会定例会議事日程(追加)

令和3年3月9日

日程番号	議案番号	事	件	名
追加第1	議案第67号	令和2年度飛騨市一般会計補正予算(補正第10号)		

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 5 号 飛騨市公契約条例について
- 日程第 3 議案第 6 号 飛騨市行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 4 議案第 7 号 飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 8 号 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 9 号 飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 10 号 飛騨市不育症治療費助成金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 11 号 飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 12 号 飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 13 号 飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 14 号 飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 15 号 飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 16 号 飛騨市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 17 号 飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 18 号 飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 19 号 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 20 号 飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 21 号 裁判上の和解について
- 日程第 19 議案第 22 号 飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 23 号 飛騨市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 24 号 飛騨市林道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 25 号 飛騨市農林業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 26 号 飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 27 号 指定管理者の指定について（飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設）
- 日程第 25 議案第 28 号 指定管理者の指定について（飛騨市河合健康増進施設（ゆうわ〜くはうす））
- 日程第 26 議案第 29 号 指定管理者の指定について（飛騨かわいスキー場）
- 日程第 27 議案第 30 号 指定管理者の指定について（飛騨市奥飛騨山之村牧場）
- 日程第 28 議案第 31 号 指定管理者の指定について（飛騨市数河グラウンド）
- 日程第 29 議案第 32 号 指定管理者の指定について（飛騨市古川ふれあい広場施設）
- 日程第 30 議案第 33 号 指定管理者の指定について（なかんじょ川関連）
- 日程第 31 議案第 34 号 指定管理者の指定について（飛騨市河合森林総合利用施設）

- 日程第 3 2 議案第 3 5 号 指定管理者の指定について（飛騨市アスク山王）
- 日程第 3 3 議案第 3 6 号 指定管理者の指定について（飛騨市やまびこ学園）
- 日程第 3 4 議案第 3 7 号 指定管理者の指定について（飛騨市まんがサミットハウス、飛騨市宮川温泉おんり〜湯、飛騨市アゴラ広場、飛騨市カフェテリア白木ヶ峰）
- 日程第 3 5 議案第 3 8 号 指定管理者の指定について（飛騨市ふるさと山荘ナチュラルみやがわ）
- 日程第 3 6 議案第 3 9 号 指定管理者の指定について（山之村キャンプ場）
- 日程第 3 7 議案第 4 0 号 指定管理者の指定について（飛騨市流葉交流広場、飛騨市流葉自然休養園）
- 日程第 3 8 議案第 4 1 号 指定管理者の指定について（飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館）
- 日程第 3 9 議案第 4 2 号 令和 2 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 9 号）
- 日程第 4 0 議案第 4 3 号 令和 2 年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第 4 号）
- 日程第 4 1 議案第 4 4 号 令和 2 年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第 1 号）
- 日程第 4 2 議案第 4 5 号 令和 2 年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第 3 号）
- 日程第 4 3 議案第 4 6 号 令和 2 年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第 1 号）
- 日程第 4 4 議案第 4 7 号 令和 2 年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（補正第 1 号）
- 日程第 4 5 議案第 4 8 号 令和 2 年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算（補正第 1 号）
- 日程第 4 6 議案第 4 9 号 令和 2 年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算（補正第 1 号）
- 日程第 4 7 議案第 5 0 号 令和 2 年度飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第 2 号）
- 日程第 4 8 議案第 5 1 号 令和 2 年度飛騨市給食費特別会計補正予算（補正第 2 号）
- 日程第 4 9 議案第 5 2 号 令和 2 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第 1 号）
- 日程第 5 0 議案第 5 3 号 令和 3 年度飛騨市一般会計予算
- 日程第 5 1 議案第 5 4 号 令和 3 年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 5 2 議案第 5 5 号 令和 3 年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 3 議案第 5 6 号 令和 3 年度飛騨市介護保険特別会計予算
- 日程第 5 4 議案第 5 7 号 令和 3 年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 5 議案第 5 8 号 令和 3 年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 6 議案第 5 9 号 令和 3 年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 7 議案第 6 0 号 令和 3 年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
- 日程第 5 8 議案第 6 1 号 令和 3 年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
- 日程第 5 9 議案第 6 2 号 令和 3 年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
- 日程第 6 0 議案第 6 3 号 令和 3 年度飛騨市情報施設特別会計予算
- 日程第 6 1 議案第 6 4 号 令和 3 年度飛騨市給食費特別会計予算
- 日程第 6 2 議案第 6 5 号 令和 3 年度飛騨市水道事業会計予算
- 日程第 6 3 議案第 6 6 号 令和 3 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第 6 4 一般質問
- 追加第 1 議案第 6 7 号 令和 2 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 1 0 号）

○出席議員（13名）

1番	小笠原	美保子
2番	水上	雅廣
3番	谷口	敬信
4番	上ヶ吹	豊孝
5番	井端	浩二
6番	澤	史朗
7番	住田	清美
8番	徳島	純次
9番	前川	文博
10番	野村	勝憲
11番	籠山	恵美子
12番	高原	邦子
13番	葛谷	寛徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都竹	淳也
副市長	湯之下	明宏
教育長	沖畑	康子
総務部長	泉原	利匡
企画部長	岡部	浩司
商工観光部長	清水	貢
基盤整備部長	青木	孝則
農林部長	青垣	俊司
市民福祉部長	藤井	弘史
教育委員会事務局長	谷尻	孝之

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野村	賢一
書記	赤谷	真依子

(開会 午前10時00分)

◆開会

◎議長（葛谷寛徳）

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言の予定者はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第8条の規定により11番、籠山議員、12番、高原議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第5号 飛騨市公契約条例について
から

日程第63 議案第66号 令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

日程第64 一般質問

◎議長（葛谷寛徳）

日程第2、議案第5号、飛騨市公契約条例についてから日程第63、議案第66号、令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの62案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。62案件の質疑とあわせて、これより日程第64、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に8番、徳島議員。

〔8番 徳島純次 登壇〕

○8番（徳島純次）

改めまして、おはようございます。議長より許可をいただきましたので、質問させていただきます。私は、大きく2点について伺います。

1番目、飛騨市耐震改修促進計画について。平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」において、現行基準に適合する建築物での揺れによる大きな被害はさほど見られず、これまで以上に耐震化の推進が重要な課題と認識されて、岐阜県により「岐阜県震災対策検証委員会報告」が取りまとめられ、7項目の提言がされました。この提言を踏まえて、建築物のさらなる耐震化促進に向けた所要の見直しを行って、飛騨市耐震改修促進計画、以後促進計画という、は策定されました。

この促進計画の期間は、平成29年度から令和2年度、ことしの3月末までの計画期間となっています。そこで下記の点について伺います。

1つ目、飛騨市耐震改修促進計画の今後の対応について。飛騨市の平成26年以降に住宅耐震診断、これは、持ち家ですが、総数6,870戸。そのうち耐震診断した住宅数は

420戸。耐震診断をして耐震性が確保された住宅数が260戸です。これは平成30年住宅・土地統計調査のデータによります。

建築された時期の内訳を見ますと、1970年以前は、6,870戸全体のうちの1,880戸です。そのうち耐震診断されたのが60戸。耐震確保されているとみなされたのがゼロです。それから1971年から1980年、これは1,190戸。そのうち診断されたものが70戸。耐震性が確保されているとされたものが10戸。残りの60戸は確保されていないとみなされています。ここまでが旧基準のものです。1981年以降は、新基準ですが、それが3,570戸。うち290戸が耐震診断をされています。そのうち耐震性が確保されているとみなされたのが250戸。耐震性がないとみなされたのが40戸です。また、平成26年以降に住宅耐震改修工事を行った住宅の状況は、耐震改修工事を行ったものが、110戸。そのうち耐震診断されたものは50戸。そのうち耐震性がありとみなされていたものが30戸。ないとみなされたものが20戸。耐震診断されていなくて改修されたものが60戸ということになります。残りのものは、耐震工事を行っていないということになります。耐震性がないと推計される住宅数は、2,090戸になります。

また、日本木造住宅耐震補強事業者協同組合発表の統計値、旧耐震基準の住宅の耐震診断結果「倒壊する可能性が高い・評点0.7未満、これが85.08パーセント。評点0.7以上14.91パーセント。これは、令和元年10月発表されたものです。を参考に推計すると耐震性がないもの2,612戸となります。さらに耐震改修されたものを引くと、2,494戸となります。

まだ多くの住宅が耐震改修を必要としている状況です。東北地方太平洋沖地震、熊本地震やことし、2月13日の福島県沖を震源とする地震などでは、家屋の倒壊による被害が多く発生し、人命や多くの財産が失われました。飛騨市も東海・東南海地震、東海地震が想定されていますし、県内には多くの断層があり、常に地震の起きることを念頭に置いた対策が必要であり、市も安心・安全なまちづくりを目指しています。引き続き、耐震改修促進を行うことが重要であると考えますが、市の対応を伺います。

2つ目、促進計画の3年間の評価と課題は。促進計画では、地震による被害を半減させるために、平成29年度までに住宅耐震化率の目標を75パーセント、これは、平成25年以降の耐震化する住宅290戸必要です。に定め、建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発の取り組み、住宅耐震無料診断や耐震補強工事補助金等の事業により平成30年以降の耐震診断は33戸、耐震改修工事は、7戸。平成25年以降は、110戸と耐震化率71パーセント、平成29年の64パーセントから7パーセント改善されましたが、目標未達の状況です。「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会」報告書を見ますと、旧耐震基準、昭和56年5月以前の木造建築物の倒壊率は28.2パーセント、214棟。新耐震基準の木造建築物の倒壊率、昭和56年6月～平成12年5月まで、8.7パーセント、76棟。平成12年以降は、2.2パーセント、7棟と比較して、顕著に

高く耐震化が被害を少なくするには非常に有効であることが明白です。

促進計画の住宅の耐震化、特定建築物（1号～3号）の耐震化、民間防災拠点施設の目標達成状況と達成できなかった要因をどのように分析し、今後の耐震化目標、耐震化施策にどう反映させるかを伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

青木基盤整備部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

1点目の「飛騨市耐震促進計画の今後の対応について」と2点目の「促進計画の3年間の評価と課題は」につきましては関連がございますので、あわせてお答えします。

昨年多発した飛騨地域を震源とする地震や、2月13日に発生した東日本大震災の余震は記憶に新しいところであり、飛騨市においてもいつ発生してもおかしくない東海・東南海地震等を想定し、安全・安心なまちづくりを目指し、無電柱化事業を推進しつつ、住宅・民間建築物などの耐震化に対し各種施策を展開しながら、多くの人命及び財産を守るべく事業を実施しており、耐震化事業は特に重要であると認識しております。

さて、現計画については5年ごとに総務省が行う住宅・土地統計調査のデータを基に策定しており、平成27年2月に公表された平成25年統計値により平成29年9月に策定したものです。現計画は、平成29年9月から令和2年度までの計画期間としており、現在、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする第三期計画について、昨年度公表された平成30年度データを基に3月末までに策定するよう進めております。

現計画に対する目標達成状況については、住宅の耐震化率が目標値75パーセントに対して71パーセント、特定建築物（1号）の耐震化率は、目標値95パーセントに対して91パーセントといずれも3年間では達成できておりません。なお、現計画において特定建築物（2号～3号）と民間防災拠点施設の耐震化率の目標値については、国・県の方針により設定してはおりません。

耐震化率については、国が公表する統計値を参考に目標値の設定を行ってはいませんが、当市における平成30年統計後から2カ年の状況については、世帯数の減少や空き家の増加、建て替えによる新築家屋の増加により、住宅の耐震化率が数パーセントは増加していると推測しております。いずれにしても目標値には達しておりません。

現計画の目標値を達成できなかった要因としては、所有者への聞き取りによりますと、経済的に余裕がないことや高齢者世帯で後継ぎが同居していない等の理由により耐震化が進まないことだと考えており、耐震化率の目標値の設定についても国・県が示す高い目標値ではなく、引き続き現実的な目標値を設定すべきであると考えております。

市ではこれまでも、さらなる耐震化を推進するため、行政無線をはじめとする各種媒体によりPR活動を行っており、職員による戸別訪問も平成30年度より実施しておりますが、なかなか耐震診断戸数や耐震改修工事件数の大幅な増加にはつながっておりません。

このような現状をふまえ、今後も市民に対し危機意識の向上に繋がる啓発と、新築・購入支援や住宅リフォーム補助なども活用して耐震化促進を進めていきたいと考えております。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

○8番（徳島純次）

今、目標値達成状況をお聞きしましたが、高齢化による跡継ぎがない等のですね、問題でなかなか耐震化が進まないというのはあらかじめ想定されていたことですね。これはもう耐震化計画の中にもうたわれていることですので、それを含んで計画されたのではないかと思うんですが、非常に困難であることはよくわかります。それでさらに耐震化を促進するためにですね、耐震化するには経済的な理由があってできない人のためにシェルターという方法もあります。飛騨市の場合は、シェルターに関しても最近、補助金を出すようになってきていると思うんですが、このシェルターを市内で利用された、補助金を使われてシェルターをつくられたという方はおみえでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

私の今把握している中では、シェルターの設置をされたということ聞いた場所はございません。シェルターというのは、その一つの居室だけを守るとかというものだと思いますので、それについての実績があるというふうにはちょっと把握しておりません。

○8番（徳島純次）

飛騨市の場合はですね、高齢者で単身でですね、生活されている方も多々みえます。ちょっとデータ忘れましたが、かなりの数の方がみえると思いますし、それから高齢者夫婦のみで生活されている方もたくさんみえるんですね。こういう方が新基準の建築物に入ってみえる方はいいんですが、旧基準の方も多くみえると思われまます。

そういう場合に経済的な問題があってもですね、昼間よりむしろ寝ているときに起きた場合のことを考えれば、シェルターで2人、もしくは、その1人を守るということは非常に有効だと思うんですね。しかもシェルターの場合は、安いと50万円ぐらいからあるというふうには伺っていますし、そういうものを経済的な問題がある方には勧めてですね、シェルターを普及させるというのもひとつの手だとは思いますが、そのへんのお考えはどうでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

シェルターについては今、何種類ぐらいのやつがあるかはちょっと把握はしておりませんが、前回の計画のときにもこういうことはできないのかという検討はしております。訪問のときなんかにもそのパンフレットは持って動いていると思っておりますが、なかなかの部屋の中にまた空間をせばめて入れて設置するというので、なかなか理解が得られてないというふうに把握しております。

今後の戸別訪問は今年度はちょっとコロナ禍でなかなか面談してしゃべるということができずにポスティングはメインになりましたけれども、そういう中ではPR、そのようなこともまた勉強もしながら進めていきたいと思っております。

○8番（徳島純次）

促進計画の中にはですね、普及啓発の重点地域を指定して戸別訪問したり、診断実績、改修実績を取りまとめ、さらに市のホームページ等で公表するとなっておりますが、ホームページ見ても訪問件数や診断実績や改修実績の公表はないように考えるんですが、今の件数等の公表はですね、どのような方法でされていたのかお伺いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

訪問実績等の公表をしたというのがちょっと私の中でも記憶していませんので、やっていない可能性があります。そちらについてはそういう情報も流しながらということ改善していきたいと思っておりますし、耐震計画等については一応ホームページ等に計画をしたときは、掲載していますので、今後の実績やなんかも先ほどの調査の結果を踏まえて公表していきたいと思っております。

○8番（徳島純次）

次の計画ではぜひ、現計画でもですね、毎年というふうにならわっているんですね。毎年公表しますというふうにならわっていますし、公表することによってですね、皆さんに周知していいことだということもできると思っておりますので、ぜひ新計画のほうでは実施をしていただきたいと思います。

それから耐震済みのですね、表示制度をどう検討しますというのものもあるんですが、これは旧基準の耐震化工事を行った住宅に対してですね、耐震済みである旨の表示制度を検討するというふうになっていますし、特定建築物に関しては、全国耐震ネットワーク委員会及び日本建築防災協会、国土交通省指定耐震改修支援センターにおいて実施している耐震マーク表示制度の活用を含め耐震済みの表示制度の導入を検討するというふうになっていますので、現在この表示制度を導入しているかどうかを伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

申しわけありません。私もそこまでは今勉強不足で設置したかどうかちょっと確認をきょうとれておりませんので、しっかりとそういうかたちで行なっていきたいと思えます。

○8番（徳島純次）

それからブロック塀の倒壊防止策をやりますということで、前回、学校の通学路の周辺は点検をしたと。ブロック塀あるところには申し出をしているというふうに向っています、小中学校の通学路沿いのブロック塀全てについて対策がとられたのかどうかを伺いたしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

今ここに数字データとしては持っていませんが、100パーセントではなかったと思えます。ただし、あれにつきましての高さとか建築物としての基準がありまして、それ以下のももあつたりしていますので、あと民地沿いのものについても入っていないということで、毎年啓発しながらブロック塀のほうやっていたとということをお願いはしているものですが、何件かあったという実績はございますけども数値的にちょっと把握できておりません。

○8番（徳島純次）

それとですね、市の所有している施設、この市役所、それから西庁舎、各振興事務所、文化交流センター、それから神岡町の公民館等にはですね、エレベーターが設置されていますけど、このエレベーターの地震が来たときですね、閉じ込め防止策等の安全策は講じられているかどうかを伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

すいません、建物管理のほうについて、基盤整備部は改修の工事のほうはするんですけども維持管理のほうは私のほうではありませんが、エレベーターの管理会社のほうとそういうものを提携しながら緊急時についても行うということになっていると思っておりますので、そのような対応の中でしっかり管理していただいていると思っております。

○8番（徳島純次）

ぜひ耐震計画でうたわれていることはですね、非常に重要なことばかりうたわれていると思えますので、今のブロック塀だったり、エレベーターだったりするものはですね、やはり市民の安心・安全を得るための施策だと思いますので、完全になるまでやっていただきたいと思えますし、計画にうたったら必ず実行していただきたいと。100パーセントできなくてもですね、やっていないということがないように努力はしていただきたい

などと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。

2番目、GIGAスクールについて。コロナ禍で小中学生に1人1台端末を整備する「GIGAスクール構想」の前倒しが進み、今年度中に全国の99パーセント以上の自治体で導入される見込みになっています。これは、2月19日の朝日新聞によります。

飛騨市は、令和2年度にタブレット端末を小学4年生以上、1人1台、小学1年から小学3年生は、2人1台の整備が完了しており、今後、オンライン授業、令和3年度からデジタル教科書の利用制限、各教科の授業時間の2分の1未満の撤廃する方針が報道される等、「GIGAスクール」が加速されICT活用した教科指導やプログラミング教育に対する教員の指導力向上が求められます。また、生徒は日常生活のさまざまな場面でICTを用いるのが当たり前となっており、情報や情報手段を主体的に選択し活用していく基礎的な「情報活用能力」を身につけ、情報社会に対応していく力を備えることがますます重要となっている。これは、文部科学省「文教・科学技術施策の動向と展開」によります。このようにICT教育の本格的な導入が始まりますので、次の点について伺います。

1つ目、小中学校におけるICT教育について。飛騨市は、令和2年度に小学4年生以上1人1台、小学1年から小学3年生は2人1台の整備が完了し、令和4年度中には、1人1台の端末整備を完了する予定と伺っています。今後、学校教育におけるICT活用はどのように進み、どのように変容するのでしょうか。

文部科学省が発表している「GIGAスクール構想」では、ICTを効果的に活用することにより、「課題の設定」し、「情報の収集」を行い、「整理・分析」して、「まとめ・表現」を行うスパイラルができるようになるとしています。

小学校、中学校それぞれ、どのように、どのような場面にICTを活用し、どのような教育効果が見込めるのか。そこに至る道のりと課題をどのように捉えているかを伺います。

2つ目、リモート授業の活用と通信環境の格差について。

今後、コロナや自然災害発生時等により登校が困難な状況となり、長期の臨時休校となった場合などにリモート授業への活用が見込まれます。昨年の4月～6月の臨時休校中の河合小学校でケーブルテレビを使った授業送信を実施されていますが、端末機とインターネット回線を利用する、双方向通信を行いながらのリモート授業は今後の課題です。学校では、長期の臨時休業時には家庭と結んで1日、1～2授業を行う計画と伺っています。長期臨時休業のほかに夏休みや春休みなどの活用等、今後、リモート機能をどのように活用するか。リモート授業にどのような課題が想定されるか。また、児童生徒の家庭環境により通信回線やWi-Fi環境が整わないことによる格差が生徒間に生じないか懸念されますが、市の考えを伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

GIGAスクールにつきまして、私から2点、お答えいたします。まず、小中学校におけるICT教育についてでございますが、ICTの「学び」への活用は、新学習指導要領で目指しております、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と、学習活動の一層の充実のための重要なツールになると期待しております。

とりわけ、各教科等の学びをつなぎ探究する「STEAM教育」においては、「探究のプロセス」の各場面でのICT活用を進めることで、教育効果がより一層高まります。

例えば、小学校の生活科では、身近な自然や町を探検します。その際、タブレットを使い、見つけた花や昆虫を撮影したり、商店街の人の話を録画したりします。学校に戻ってから、お互いに記録した映像等を振り返り、身のまわりの事柄に疑問を持ちます。このような学習によって、「課題の設定」の資質・能力を育むことができます。

中学校の総合的な学習の時間では、身近な地域に関するテーマを決めて調査を行います。取材や検索で得られた情報を処理する際には、タブレットを使って情報を表に整理したり、グラフに表したりします。このような学習によって、情報を「整理・分析」する資質・能力を育むことができます。こうした「探究のプロセス」を繰り返し行うことで、「課題の設定」、「情報の収集」、「整理・分析」、「まとめ・表現」などの資質・能力を確実に育んでいきたいと考えております。

そのためには、今後は、ICT活用の教育効果を高めるための教職員の指導力向上を重点に取り組みます。令和3年度に配置するICT支援員による授業活用の支援や、令和2年度の途中から既に実施している教育研究所のICT活用の研修をさらに充実することによって、教職員の指導力の向上を図ってまいります。

次に、リモート授業の活用と通信環境の格差についてお答えいたします。ICT導入の主な目的は、学校の授業における活用を通して、児童生徒の情報活用能力や問題解決能力を養うことです。ですから、まず、日ごろの授業で活用を進めたいと考えております。

一方、学習活動の充実を図るという点からは、夏休みや冬休み、将来的には日々の家庭学習にICTを活用することも重要だと考えています。令和3年度は、まず、夏休み等に学習相談や個人面談などの試験的な活用を行い、その効果と課題を把握したいと考えています。

臨時休業時の対応については、家庭に通信環境が整っている児童生徒は自宅でオンライン授業を行い、通信環境が整っていない児童生徒は登校し、対面での授業を行う計画を立てております。こうした対応により、家庭の通信環境による学習保障に格差は生じないと考えております。

また、令和3年度からは、国の要保護家庭に対する就学援助の補助対象品目に「モバイルルーター購入、通信費の補助」が加えられる予定です。

飛騨市としては、通信環境が整わない要保護家庭に対して、どのような支援ができるの

かを検討していきたいと考えております。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○8番（徳島純次）

今の小学校、中学校、高校生も入れますと、そのスマートフォンだとかそれからパソコン、iPad何かの利用が非常に増えているなど。これは家庭でですが。資料を見ますとですね、携帯電話、スマホとスマホ以外も含めますけど、保有率というのを、これは都内の小中学生3,116名の回答なんですけど、小学生で65.8パーセント、中学生で87.2パーセント、高校生で97.6パーセントが保有しているという数字が出ています。

飛騨市の場合はこれだけ高いとは思いませんが、でも近い数字だろうと思われま。それから携帯電話やインターネットへの依存度はどれくらいかというですね、やっぱり小学生はですね、依存度が非常に低いという方は、74.7パーセントと多いんですが、中学生になると、依存が低い、それが30.7パーセント。それからやや依存しているという方が42.8パーセント。高度に依存しているという方が26.5パーセントと増えていきます。

このように高校生なるともっと増えるんですが。小中学生、特に中学生の場合は、携帯電話やインターネットへの依存が増えているということで利用時間を見ましてもですね、小学校の場合はスマートフォンでインターネットしている時間がですね、平均時間69.7分、それから中学生が124.2分、高校生が170.3分というふうに多くの時間をスマートフォンに使っているということで、こういうものを使っていると、いろんな弊害が出てくるだろうと思われま。特にネットによる被害を受ける、もしくは知らん間に加害者になるということ。SNSなんかですね、誹謗中傷あげたりですね、自分はそう思わなくても誹謗中傷にあたりするようなこともあると思われま。そういうものに対するその利用の仕方に対しての教育、学校での教育というのは、なされているかどうか。それをお伺いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

こうした問題につきましては、ずっと以前から起こっていることございまして、学校では、どの子たちにも学年に応じた指導を継続して行ってきております。また学校間が連携しながらその対応についての効果的な方法についても協議を行っているところでございます。こうしたことが大変重要でございますので、そうした指導と並行しながらタブレットの使い方等も行っていって、そして、マナー等が十分指導できたところで持ち帰りということも起こってくるのだと考えております。

○8番（徳島純次）

それからもう一点、今のように利用する時間、特にインターネットを携帯でやると目の近くで見る。非常に近距離で画面を見るということになりますし、その他にパソコンなん

かも割と近いところで見ると。テレビも長くということだと目を非常に酷使することになると思うんですね。文部省が発表している調査を見ますと、近年特に近視の方が増えてきていますよというふうになっています。

それとですね、普通の学校の近視をする検査では出てこない近視、極度の近視の方ですね、そういう方はなかなか出てこないんだと。もう1点、先日、NHKで放映されていましたが、眼軸が伸びるというタイプの近視がありますよということで、これも長く、近く30センチメートル以内で長く見ていると眼軸がのびますということで、これは特殊な機械を使わないと検査できないんですが、こういうものをするると実際に裸眼の学校での検査よりもっと高い率で近視の方がいますというふうに出ています。

これなんかはずっとしているとですね、実は私も眼軸がのびていると医者から言われたんですが、ほっておくと視神経を圧迫して神経が切れますと。最終的には失明しますよと言われました。緑内障なんでしょうけど。私の場合も眼軸はのびて80パーセントになっていますということなんで、小中学生のですね、その近視を防止するため、今後、そのICT教育が入って、そういうものを学校でも使うようになる。そのときの話では20分、画面見たら20秒は目を離しましょう、20メートル遠くをみましようというようなことを言ってみましたが、そういうことも取り入れる必要があると思うんですがそういう配慮は学校のほうでされていますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

こちらにつきましても、養護教諭を中心としまして学校では健康安全の指導しております。近視につきましては、昨年も全国的に統計調査により話題になりまして、校長会のほうでも提案をして、学校のほうでの指導をはかったところがございます。教育においては、まず一番大事なのは安心安全、健康でございますので、そのことにつきましては重点的に指導してまいりたいと思っております。

○8番（徳島純次）

ぜひ将来を担う小中学生なのでですね、健康に十分に留意していただいて、特に目はですね、重要なものですし、そういうものも配慮しながらICT教育を推進していただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。以上で一般質問を終わります。

〔8番 徳島純次 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で8番、徳島議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで職員入れ替えのため暫時休憩といたします。再開を午前10時50分といたし

ます。

(休憩 午前10時43分 再開 午前10時50分)

◆再開

◎議長 (葛谷寛徳)

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、11番、籠山議員。

[11番 籠山恵美子 登壇]

○11番 (籠山恵美子)

おはようございます。私は、今回、3つの課題について、まず、藤井部長、それから都竹市長、そして沖畑教育長にいろいろとご答弁をお願いしたいと思います。

まず1つ目、コロナ禍での高齢者の生活と健康改善についてお聞きいたします。長引く自粛生活でひきこもりがちな高齢者、特にひとり世帯の方々が今、大変心身ともに弱っているように見受けられます。岐阜県は、3月から緊急事態が解除になっており、市はさっそく飲食店や市の施設などの時間延長の対応をされています。ですがやはり高齢者には何がしかのマンパワーによるサポートが必要だと痛感しています。早急に高齢者の生活・健康改善の手立てを打って、健康維持の支援をしていただきたく質問いたします。まず1つ目、高齢者の健康維持のため、健康体操やサークルなどの再開へ尽力をお願いしたいと思います。「近所にどこか年寄りが集まって話せる場所はないだろうか」、「体が弱ってしまって美容室まで歩く元気もない」などのつぶやきや相談を最近よく受けます。私が帰宅するのを我が家の玄関でずっと座って待っていたおばあちゃんは、同じことを繰り返し、繰り返し聞いてきます。心なしかそのような高齢者は身なりも着崩れがち、髪もバサバサです。コロナによる環境の変化で老化や認知低下が進んでいることが一目瞭然です。また、ある高齢の一人暮らしの女性は、このコロナ自粛の間に家の中でつまずいて、股関節を痛めてしまい、今では、室内でも両手に杖の生活になってしまっています。各地の健康体操教室は昨年からは多くが中止となり、老人会などの集まりもありません。人はやはり人とふれあってこそ元気になり若返るのであると思います。

何とか早く安全なかたちで、高齢者が集える健康体操など各種サークルの復活を願います。健康体操は地域の公民館や集会所でそろそろ再開の準備に入りそうです。先日も回覧板が回ってまいりました。ですが、そのためには高齢者には行政のコロナ対策の啓蒙と指導は不可欠です。市の尽力を願って市の取り組みをお聞きしたいと思います。

2つ目に高齢者へのコロナウィルスワクチンを有効的かつ実効的にするために、市はどのような対策を考えているか伺います。というのも、昨年からの長い自粛生活で高齢者に心身の衰えが顕著だからです。ただ、かかりつけ医に行っただけでは、あるいは行政文書で知らせても理解が進まない高齢者が増えているのは明らかです。市

は、高齢者のワクチン接種をどのように実効性あるものにするのか、具体策を伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

おはようございます。1点目の高齢者の健康維持のため、健康体操やサークルなどの再開へ尽力をについてお答えをいたします。議員ご指摘のとおり、コロナ禍での高齢者の通いの場の自粛は、高齢者の健康維持に大きな影響があります。市としても何とか感染対策を講じながら通いの場でいつもの集まりにより、元気を維持していただきたいという思いです。コロナ感染予防として日ごろからできることは、そもそもの気力や体力の維持などを通じて免疫力を高めておくことであり、そのため高齢者の体操教室などは大変重要であると、市民の健康づくりのご指導をいただいている富山大学医学部の山城教授からも昨年来ご指摘をいただいています。

こうしたことから、市といたしましても、いつもの集まりの場をできる限り継続いただけるよう、コロナ禍で集まるための感染対策のポイントをわかりやすくまとめたチラシを飛騨弁でつくるなど、伝わるための工夫も凝らしながら通いの場へ啓蒙したり、保健師が直接通いの場にコロナ禍における感染対策の仕方を個別具体的に教示して活動を続けていただいたり、さらには自宅で少しでも健康維持を図っていただきたく、ケーブルテレビやユーチューブで自宅でもできる健康体操の動画を保健師が制作して放映するなどの対応をとってきました。

しかし、第3波で自粛マインドが強まる中、市内感染発生により高齢者の皆様は特に恐れられる傾向が強く、一層の自粛が進んでしまい、市としても健康面で心配をしております。緊急事態宣言も解かれる中で、通いの場の活動再開に、再度保健師によるアプローチをさせていただくとともに、シニアクラブにも感染対策を講じながら軽スポーツを行うポイントなどをチラシにまとめ、広く会員に周知するなど、さらに知恵と工夫を凝らしながらいま一度力を入れて啓発に取り組んでまいります。

続きまして、2点目の高齢者のワクチン接種を実効性のあるものについてお答えをいたします。現状、65歳以上の高齢者、約9,200人のうち、高齢者施設入所者が約600人、また独居世帯の方が約1,600人いらっしゃいます。

高齢者施設入所者につきましては、当該施設の嘱託医師が施設へ訪問しワクチンを接種する計画で現在進めておりますが、市内には高齢者のみの世帯や独居世帯の方が多くおみえになります。

議員ご指摘のように、こういった高齢者の方に対し確実にワクチン接種を行っていただくための対策が必要であると考えています。

まず、今回のワクチン接種では、接種券が市民全員に送付されることとなりますので、文字を大きくする、あるいはよくある質問例を示すなど、誰もがわかりやすい文書を作成

し配布するとともに、同報無線でもわかりやすい広報を行います。

ワクチンの接種予約方法などがわからない方には、親切丁寧に対応することはもちろんですが、地域見守り支援員の訪問活動を通じた対応も図ってまいりたいと思います。また、接種する医療機関までの交通手段につきましても何らかの支援ができないか検討しているところです。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○11番（籠山恵美子）

高齢者の実態をご理解いただいていますありがとうございます。

まず、その文字を大きくわかりやすくそれから訪問活動、交通手段の支援というのは本当に大事だと思います。

これまでのように近所の公民館で高齢者が集おうと思ったら感染防止対策は全く不可欠ですね。重症化しやすい高齢者ですし、やはりいろいろな人が集まるところなのでなおさらです。ですからワクチン接種はもう一人残らずという感じがします。ところでつい最近各戸に配られてきた広報ひだ号外ナンバー9、これですけどね、これに各地区公民館の感染防止の支援策というのが紹介されていて、3月31日までが対象期間となっていました。この支援策の達成率というのは、どのぐらいになっているのかわかるでしょうか。つまり、まだまだこの上限10万円、飛沫防止の亚克力板、非接触型体温計、消毒薬、消毒液、それから網戸設置など大変な備品への補助なんですから、これ大いに活用してもらってどの地区の公民館も感染対策がされるということがとっても大事だと思います。高齢者はもちろんですけど、誰もが安心して利用できるために早くどこの公民館にも設置してもらおうよう市からの声かけを徹底していただきたいと思います。そういう意味で市内にある公民館、まだ手をあげていない、こういう申請していない公民館というのはどのくらいあるのか。その達成率がわかれば教えてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

毎週そちらのほうにつきましてはうちのほうで率は把握しておりますが、すみません、手元にその資料、きょうこちらにお持ちしてないのであれなんですけど、ほぼ目標がたしか90件くらいだったと思います。全体で、100件ほどなんですけども、恐らく90件ほども目標にしまして、70数件ですからほぼ8割以上がなっているかと思います。ただ、もちろんですけど、3回ぐらいですね、やっていない、応募してないところに対しては声をかけて「いかがでしょうか」ということでお願いしておりますので、ほぼほぼ今、3月末という締めというときなんですけども、ほぼほぼ該当される、もしくは、意欲のあるところについては終わっているんじゃないかなということを感じております。

○11番（籠山恵美子）

わかりました。それから2番目の質問ですけれども、きのうの藤井部長の説明でですね、

高齢者のインフルエンザの接種率、これが60パーセントという説明でしたね。コロナワクチンは全体で80パーセントの接種率を目指すという説明だったと思います。ところで、きのう私たち議員に配られた第8期介護保険事業計画ですね、分厚いんですけど、私ざっと帰って斜め読みしました。ここに大事な数字のデータがいっぱい入っていて、これを見たらやっぱり高齢者の認知低下率っていうのもすごく上がっているんですよ。先ほど部長から説明がありました一人暮らし世帯は、この数字よりも上がってれば、1,600ということですから1,600人、一人暮らしの方がおられるということですよ。それと認知低下のことで言いますと、高齢者の全体の45.4パーセントとここに出ています。75歳以上では、約5割を占めているというデータが紹介されていました。これは大変なものだと思うんですね。軽い認知低下でしょうけれども。こういう方々に確実なワクチン接種ということになりますと、活字のお知らせ、訪問活動も大事ですけど、何かもっといい方法はないかなと思うんですね。それで、飛騨市はワクチン接種は基本的に個別接種ですよ。ただ、となりの高山市、下呂市も個別と集団と併用になっていました。白川村も個別でしたね。こういう1,600人、一人暮らしの方でだけでもですよ。それに高齢者の2人世帯というのももっといますからそういう方々に間違いなく接種してもらうには、かかりつけ医に行くだけで大丈夫だろうかという気がしてなりません。というのは、かかりつけ医、個人医のクリニックなどのようなところは場所もそう広くないですし、接種した後15分は待機しているんですよ。中でちょっと具合が悪くなると、30分ぐらいは待機させなさいということになっています。そうすると、そんなに人をさばけないのではないかなと思うんですね。そうするとやっぱり感染防止対策をきちんとした各地区の公民館で、その近くにおじいちゃんおばあちゃんたちがとことこ歩いて集まってきて、そこで集団接種ができれば一番いいのではないかなと思うのですが、問題はお医者さんの不足なんですね。でもそうすると高山市や下呂市はどうやって工面しているのかなと思うんですが、集団接種ということ視野に入れるということは今後もないのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

昨日の住田議員のご質問にも答えさせていただいたんですけども、個別接種につきましてはかかりつけ患者の場合ですね、既往歴ですとか薬剤歴、アレルギーの有無などの情報を医療機関が持っているため、予診にかかる時間が集団接種より短く済むこと、自院で行いますから一般診療のほうにも影響が少なくできること、それから市民が接種会場へ行きやすいことということから医師会の方々とご相談する中で飛騨市は個別接種としていくということで決定したところでございます。

ただし、集団接種ですね、今のところ並行ではございませんけども、集団接種もひょっとしたらひょっとしてということもありますので、そういったことでは対応できるよう

な体制はとっていききたいなということを思っておりますが、基本的には個別接種で最初はいきたいと思っています。以上です。

○11番（籠山恵美子）

医師会が個別接種を同意してくださっているということなら、いいでしょうかね。医師会も大変だなと思ってしまうのであれですけど。最後に一つ聞かしてください。

きのう住田議員のやりとりの中で接種の予約はコールセンターでと話が出ましたね。これもこういう接種の流れの手続きが高齢者の方わかるかなと思うんですよね。コールセンターに電話してくださいというお知らせを出したとしてもコールセンターに電話をします。はい、あなたはいつ何時接種の予約してください、あるいは予約取りましたよっていうのかどうかわかりませんが、それを電話で聞くだけで高齢者は記憶できるんだらうかと思うんですよ。すぐにぱっとカレンダーに書く甲斐性のある高齢者ならいいですよ。ですけど、こういう認知低下の高齢者がこんなにいるんですからそういう方々への配慮ということになると、このコールセンターに電話した後の処理というのはどうなりますか。予約のその流れとして。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

コールセンターにつきましては基本的に電話番号をお示してですね、そこに電話をかけていただいて、予約をとっていただくというのが基本的なスタンスではございますけれども、今ほど独居世帯の方が約1,600人ということを把握しておるところでございますし、このうち、ちょっと言い方の失礼かも知れませんが、やっぱり認知がある程度入ってみえる方というのも市のほうでは把握ができております。そういった方につきましては、地域見守り支援員がおりますので、訪問ということだけではなくてですね、当然電話も含めてですね、懇切丁寧に対応してまいりたいということを思っておりますし、また民生委員の皆さんにも少しご尽力をいただく部分もあろうかと思っておりますので、そういった体制できめ細かくやっていきたいと思っております。

○11番（籠山恵美子）

わかりました。これからも確実に実行できるように最大の努力をお願いしたいと思います。

次に2つ目、大学誘致への市の支援について。市長に伺いたいと思います。まず、この大学誘致の問題ですけども、まだ市の支援計画としてはこれからですね。ですからここで結果を聞かしてくださいとか方針を決定してくださいというそういう場ではないと私も理解しています。

ですから、ただ、この間大学側から説明があった内容については、何となくもやもやとしておまして、これを私ひとりじゃないと思うんですよね。

ですから疑問に思うことを今からぶつけますので、丁寧にそして展望のあるお答えを

していただければさらに終わります。よろしくお願いします。

先日、2月17日、大学側の代表理事から、飛騨高山大学（仮称）の現状の取り組みについて報告がありました。前回の市の説明とはまた変化していきまして、市民の代表である議員として理解するには私の頭の中は、混沌としているというのが実情であります。大学誘致は、飛騨市民にどのような利益をもたらすのでしょうか。これが肝要であると思います。そこで市の基本的な支援の考え方・方針等とこの段階でのものを伺いたいと思います。以前、市長は、大学誘致支援の根拠を市の「企業立地促進条例」をもとにするという説明をされたと思います。これに変わりはないでしょうか。そうすると市の財政支援はどれほどになるか見積りを示していただきたいと思います。

2つ目に支援の範囲を市民に示す説明責任を求めたいと思います。代表理事の井上氏は、「今の計画地だけでは面積が足りない」と言います。また、20億円という初期投資の目途も不明です。「大学名のネーミングもこれからディスカッションする」と言います。さらに「体育館などは飛騨市の施設を利用させていただきたい」とあてにしておられます。「飛騨市内には安い学生アパートはないが学生寮はどうするのか」と聞くと、「学生寮は、今、企業と話をしている秘密である」と言います。何か煙にまかれているような気分ですっきりしません。これから具体的に詰めていくのであればなおのこと、多額の財政支援をすることになろう飛騨市として支援の範囲を明確にし、市民の合意を得るべきではないでしょうか。

コロナ禍で他市、他県の大学に子どもを進学させている飛騨市民は本当に仕送りに苦労されています。その市民の血税で私学誘致の支援をするのであるならば、市の説明責任は本当に大きいです。市長のお考えを丁寧にお聞かせいただければありがたいです。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

大学誘致につきましてのお尋ねでございます。大学支援誘致の根拠それから支援額それから支援の範囲ということでございます。一括してお答えをいたしたいと思っております。

まず大学支援といいますか助成ですね。根拠となりますのは、平成20年に制定されました飛騨市企業立地促進条例であるということは変わりございません。

ここには助成対象業種として高等教育機関というのが明記されておまして、飛騨高山大学はこれに該当しますということですから、立地が決まって、要件に該当すれば当然助成の対象になると、こういう理解でございます。

この条例には何と書いてあるかと申しますと、4点ございまして、1点目は事業所等立地助成金ということで、助成額は投下固定資産取得価格の100分の10以内で上限3億円というのが、1点目。2点目は固定資産税について最大10年間、年5,000万円の助成。3点目は、雇用促進助成として雇用された方、1人当たり20万円の助成。4点

目が事業所借上料、これ借り上げられた場合ということになりますけれども、年間借上料の中、100分の50で上限、年2,000万円の助成と、こういうことでございます。

これは条例に基づくものでありますから、その市が進出に関わったかどうかということではなくて、また市が助成するか否かを裁量で決めるということでもなくてですね、この条例の要件に該当すれば、支援を受けられるというふうに理解をいたしております。

ただ、それでも市の支出が出てまいりますので、こうした条例による助成や大学支援の財源に関する市の負担を少しでも減らしたいと思っております、ふるさと納税とか企業版ふるさと納税でご寄附を募ろうと。一般の方とか企業からの寄附で、それを受け付ける仕組みをつくっておいて、それをですね、活用していこうと思っております、今議会に飛騨市積立基金条例に飛騨市私立大学設置応援基金を追加する条例案を提出させていただいたというのはそういう趣旨でございます。

それで大学設置に係る支援の範囲ですが、これがまず助成は根拠になりますから財政的負担を伴うものは基本的にはこれということになるわけですが、一般の製造業の企業誘致などと同様に立地をされる際にさまざまなサービスを行うことがございます。この中身として、例えば、都市計画の見直し、今やっておりますけれども、こうしたことが必要になってまいりますのでそういった対応をする。それから例えば土地の売買に関して地元との調整が必要な場合はそのお手伝いをさせていただきます。

また、いろんな付帯する手続きなんかがあるかもしれませんので、そうしたことを円滑に行うための支援をするというようなことをソフト的な支援としてですね、行ってまいるということを考えておるところでございます。

それからこの設立基金から市議会への説明があったということで、その内容についてお触れになりましたけれども、元来、私立大学ですので、以前の議論でも申し上げたんですが、その計画の内容については、市としては関与すべきものではないというのは基本的なスタンスですが、ただ当然、重大な関心を持っているということでございます。

ただ、この大学の設置ですが、一般の企業との立地と決定的に異なることがございます。それは、文部科学省による学校法人の設立認可、大学設置の認可が必要だということですね。それで、この内容がですね、かなり厳しいものでございまして、文部科学大臣の諮問機関である大学設置・学校法人審議会というのがございまして、教育課程や教育組織、校地、学校が立つ場所ですね、や校舎、財政計画、管理運営、学生の卒業後の自立に関する指導体制、そして、具体的な教員名に至るまで何重にもチェックされることになっていきます。これらが学校教育法や私立学校法、それから大学設置基準に適合されるかどうかを審査されるということをおつておるわけでございます。

したがって、この大変厳しい基準をクリアできれば、当然国は認可するということになります。認可されれば、それは十分な信頼性があるというふうに考えられるということですし、もし不十分な点があれば、これは認可が下りないということになりますし、当然その場合は計画の修正等も必要になる。さらに言えば、場合によってはこれが全て満たされ

なければ計画断念ということもあり得る、ということでございますので、万が一、大学が認可・立地ができないという事態になれば、当然条例による助成を行えないということになるわけでありますから、市としては、この非常に厳しいプロセスを乗り越えることができるかどうかというのを、重大な関心を持ちながら見守るとというのが基本的なスタンスになるということでございます。

ただ、この昨今、地方の大学に対する地方自治体の関与というものを非常に求めるという流れになっておりまして、昨年末にですね、地方の国立大学に関するレポートが出ておりますけれども、その審議の中でも、地方の首長がですね、あるいは地方公共団体が地方の大学にしっかり関わって、そのコンセプトづくりだとか、小中学校、高等学校とどういう連携を図るかとかいうことを考えていくべきであるというようなことを触れておられます。

そうしたこともございますので、大学のコンセプトとかカリキュラムづくり、こうしたことについては、地元自治体としての意見を述べまして、また、例えば市の施設利用もこのお話もございましたけれども、具体的な相談があればですね、その都度お話を伺って、何が可能なかということを検討しながら、まずは設置認可までの動きをしっかり見守っていくという段階にあるというふうに思っております。

そして、文部科学省の認可が下りるレベルになった段階で、その内容をですね、きちんと整理のうえ、市民の皆様にお伝えしていくことが肝要であろうというふうに思っている次第でございます。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○11番（籠山恵美子）

ひとつ聞かしてください。この文科省の認可とそれからこの私学が飛騨市に要するに市長のお話を聞いて私ももう一度条例を確認しましたけれども、その当事者が申請するんですよね。その申請した当事者の条件が飛騨市の促進条例に合致していれば、それは助成の対象になるということですね。そうするとどちらが先、あとになるわけですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

当然大学ができなければ助成の対象になりませんから認可されるほうが先になるという考え方でございます。

○11番（籠山恵美子）

私もですね、必死でいろいろ調べまして、今インターネットで大学誘致って検索すると、地方自治体との大学誘致の成功例、失敗例、それからメリット・デメリットいっぱい情報が出てくるんですよね。もちろん都市部で成功したのもあるし、地方で失敗して撤退したなんていうのもありましたけれども。その中で、明治大学のこういう大学誘致を研究している教授がその大学誘致の考察論文というのを書いていまして、それを読みました

ら、今、市長がおっしゃったとおり、その文科省は、ある時期から自治体が土地の無償提供や補助金等により資金面での支援を行い、地元で私立大学を誘致する公私協力方式、公と私ですね、公私協力方式による大学設置を推奨したと。私立大学を誘致することで、若者が地域に集い、定着することでの経済効果やその後の企業誘致における波及効果を狙ったものとして地方の過疎化振興と活性化の施策の一つとしたものであるというふうに文科省が推奨しているということなんですね。地方自治体の大学誘致というのは。だからどうしてその条例以外のいろんなことを大学側が体育館を貸してもらいたい、グラウンドを貸してもらいたいとあてにするのかなと私はもやもやしていたんですけども、そういうのもあわせて地方自治体の支援策ということになるわけなんですね。

△市長（都竹淳也）

そうですね、体育館とかグラウンドの話というのは、私も当然それは設けなきゃいけないものなんだろうというふうに最初思っていたのですが、いろいろ聞いてみますと、今その既存の自治体の体育館とかですね。あるいは、民間のというのはなかなか少ないですけども、そうしたものを活用するというのも認められている。そういう流れにあるというふうに伺っています。恐らくその制度の成り立ちの細かいところまで私十分把握はしておりませんが、恐らく中央都市部から地方への大学の立地移転といいますか、そうしたことの促進を図るといのが政府の大きな流れだとすれば、そうした中でそういう考え方がとられているのかなというようなことをあくまでも推察ですけどもしたりしております。ですので、当然そういうことになれば、そういった認められている範囲の中でご活用いただくということは支援策の一環として当然あるというふうに思います。

○11番（籠山恵美子）

そうなりますと、今度はじゃあ誘致した地方自治体がこの大学から受ける貢献、それは何だろうということになるわけですね。市民にどんな利益があるんだろうということなんですけれども。一考察論文というのはですね、大学の知見が地域に生かされるであろうことは決して間違いではないと。ただ、それだけではうまくいかないお互いに発展しているかどうかのポイントのひとつとして互いに大学と地方自治体ですけども誘致するに当たってお互いのビジョンを共有することではないだろうかということをおっしゃっています。それがうまくいったところは誘致に成功しているし、それが噛み合わなかったところは失敗したり撤退したりしているという考察なんですよ。ですからこれから飛騨市が私学の経営内容というのは、そうです、私たちも四の五の言う、筋合いではないです。だけどその私学がぜひ飛騨市に立地したい。飛騨市に支援をお願いしたいというときにじゃあどういふビジョンを共有するのかといたら、そこもわからないんですよ。そこをお願いします。

△市長（都竹淳也）

最初、その設置に至るときにその誘致と言いますか企業誘致と同じで土地の情報提供をして、合致するとういうものの話が進んでいくとういうことがだったんですけど、そ

ういうことで進むというふうはこの話して成り立ってきたんですが、同時にですね、実はこれは前にも一度ご説明したことが恐らくあると思いますけれども、大学側のコンセプトと飛騨市のまさしく教育、人づくりのビジョンというものが一致したというところが大きいということをおっしゃっておられますし、私たちもそう感じています。それは何かというと、今、飛騨市学園構想というようなこともやっておりますけれども、課題解決型人材の育成ということを飛騨市は非常に重視をしています。それは、これからの時代ですね、自分の力でそのさまざまな課題を見つけて探求して、それをその解決する方法を自分たちが考えて実施していくという能力が今からの時代、人に最も求められるというふうに考えておりますし、これは今の文部科学省の学習指導要領、教育の考え方とも合致するものなんです。その際に飛騨市というのは過疎地でありますけど過疎であるがゆえに課題先進地だという私、言い方をしておりますしてこれから都市部が経験していくであろう課題を20年、30年先取りをしている。先ほどのお話でできたような高齢世帯の方がいて、例えばこういうワクチンのときなんかになかなか情報が伝わりにくい。そういうときにどういったサービスを展開しようってすればいいのかなというのはまさしく課題なんです。これが。そうしたことを地方の中であって、直接体験をしながらそれを解決するにはどうしたらいいのかという学びを深めていくというのが飛騨市学園構想というものの考え方なんです。それをまさしく、この大学がそうした人材を育てたいという思いをお持ちであったということがこの立地に至った、もう一つの大きなポイントだろうというふうに思っています。今、大学のほうで、先ほどだんだん内容が変わってきているという話をされましたけれども、私も実際それはいい意味で深まっているというふうに思っております。サテライトのキャンパスを設けて全国のそういった課題先進地で実地で学ぶということを単位にしていくとか。もちろんこの地域でもそういうことを体験していくとかというのが教育課程に入っている。それは飛騨市にとっても非常にいいことで、それは学生さんがこの題材について考えてくださり、実践してくださるということにもなるし。もちろん直接的な経済効果といえますか、ここに学生が住まうことでそうした若い人たちが集うようになる。それによって消費活動が起こる。そういった、もちろんイメージの問題もありますし、そういったこともありますが、むしろ経営教育のビジョンの部分、人づくりのビジョンというところでの共鳴というのが大きくあるなということが今回の1つのポイントかなというふうに思っております。

○11番（籠山恵美子）

少しずつ理念はわかってきたような気がしますけれども。実際には、2月22日に都市計画審議会が開かれて、予定地の用途地域変更が提案されています。計画は着々と進んでいますし、具体的にはですね、全国でいろんな例を見ると、例えば、その地方自治体への大学からの貢献とかということになると夏休み中、市民をゼミに誘うとかね、利用させてくれるとか、そういうようないろいろアイデアもありましたし。それと、ただ中で、やはり困った事例としては、そのいろんなことが要求されて、取付道路を市のほうで用意して

くれないかとか。それから今回もちょっとお話ありましたが面積が足りないっていった場合にそこを広げるためにあのへんの民家をどかすということを飛騨市がそこまでお手伝いするのかというようになちょっと心配もありますよね。そういう具体的な物理的な支援の中で、ここだけはやりますけどここはできませんというような線引きというのは計画されるんですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

例えば、道路なんかは別にこの大学に限らず、これまでもその市内立地の企業からお申し出があってこのところこういうふうに広げたいとかそういうことでお互い話し合いながらですね、市として道路の拡幅なんかをやってきたり、あるいはその周辺の整備をしたいというのが現実にございますので、それはこの大学に限ったことではなくて、市内の事業所が稼働していただくための支援としてのどこまでどうやるかということは、もちろんありますけども、それは当然あるんだろうというふうに思います。それから例えば土地の今の話ですけれども、基本的には本校はそこで成り立つというふうに認識はしておりますけれども、もし、ほかのところということであればですね、市が直接買うとかということは当然ありませんが、地権者の人を紹介してさしあげたり、話の際に立ち会うとかですね、そうしたことは当然あり得るだろうというふうに思っていますし。これも市内企業の拡張あるいは事業その新しい場所を探しているというようなときに今までもやってきたことですので、同様にして取り組んでいくということになるかというふうに思います。

○11番（籠山恵美子）

そうですね、まだまだこれから進んでいく大学誘致の話なので、これからはいろんな議論をしながらやっていくものだと思いますけれども。それにしてもやはり議会に対しては、私たち議員に対しては、透明度を持っていろんなこれからの大学誘致に対する情報をしっかりと発信していただきたいですし、そうやって情報が共有されないとかね、なかなかこの誘致も皆に快く受け入れられながら成功するものではないだろうと思いますので、そのあたりをよろしくお願ひしたいと思います。

次に3つ目のSDGsです。飛騨市はSDGs（持続可能な開発目標）をどのように実現するのかということについて、市長とそれから教育の分野で教育長に伺いたいと思います。これも最近やっと知られてきた言葉ですし、もともとだいぶ前からやっていたんですけども、このごろ環境問題なんかも大変問題になってきて、すごく注目されています。ですからこれも今、ここでどうのこうのと結果を出すという話ではないと思いますので、大いに展望を語っていただいて、教えていただきたいと思います。

まず、1つ目に市が具体的に始めていること、また今後の展望を伺います。2015年の国連総会で加盟国が全会一致で採択した地球の「未来のあるべき姿」。飛騨市の新年度

予算の編成方針について、市長が説明しました「誰一人取り残されず大切にされる思いやりのあるまち」の実現は、まさにSDGsの考え方であり、これは大賛成です。では、具体的に飛騨市は何をどう始めているか、あるいは、これから何を始めるか、市の展望を伺います。

2つ目に特に学校教育でSDGsの考えを教えていくことは大変重要と考えます。マイクロプラスチックによる環境汚染、海洋動物への弊害、ジェンダーフリー問題など国際社会で生きていくために学ぶべき課題がたくさんあります。学校では、どう取り組んでいるのか、取り組んでいくのか。これも両方伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

SDGsにつきましてのお尋ねでございます。まず市の考え方を、基本的な考え方を申し上げておきたいなというふうに思うんですが、元来SDGsの中身でありますけども、ほとんどの項目、もちろん例えば海の問題とか飛騨市の地形的に関係ないものとかもありますけれども、基本的には地方自治体として当然に取り組むべきものが網羅されているという認識でおりまして、活用としてはですね、市の政策とか施策、何かをつくっていく際に漏れている点がないかということをチェックするチェックリストなんだろうというふうに思っております。実際SDGsは国連でつくられているわけですが、前身になるものがありまして、そのあたりはですね、企業の社会貢献、地域貢献、そうした観点をチェックする、まさしくこれに照らし合わせながら、やるべきことがないかということを確認していくというふうに使われてきた。その発展形の中でSDGsができてきているというふうに理解しておりまして、これは地方自治体においても同じなんだろうというふうに思っております。実際に昨年総合政策指針を策定いたしました、この際にSDGsの各項目を指針に落とし込むという努力をいたしまして、まさしくチェックリストとしてですね、市の方針の中に漏れがないかということを確認しながら、全体の策定を行ったとそんなプロセスもございました。その中で各17の項目、もちろんその中にさらに190の個別目標があるわけですが、それよりも非常に我々として共鳴をいたしましたのは基本コンセプト、これ議員もお触れになりましたが、誰一人取り残さないという部分について、これは非常に大いに市の方針に合致するというふうに考えまして、言葉としても総合政策指針の中に取り込みましたし、今回の令和3年度予算の中でも、そうしたことを打ち出ささせていただいているということでございます。具体的には個別の事業を個々には申し上げませんが、大きな柱として申し上げれば、最重点に暮らしに困難を抱える方の支援というのを今あげておるわけですが、それはそうした思想の表れでありますし、その中で多重債務者支援とか、ひとり親家庭の支援というのを大きく発展させたということもございます。また従来、障がいのある方の支援、弱い立場の方々への支援

ということも取り組んできたわけですが、このあたりも引き続き令和3年度の事業では重点化して大きな柱としておりまして、これはまさしくSDGsの理念、そうしたものを政策に反映させたというものであるというふうにご理解を賜ればと思います。以上でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて、答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

私からは、学校教育でのSDGsの取り組みについてお答えいたします。今回の学習指導要領には、これからの学校において「持続可能な社会の創り手」の育成が求められていることが明記され、貧困や飢餓、気候変動、人権など、SDGsの目標となっている内容が各教科に盛り込まれています。実際に教科書を見てみますと、全ての教科でそうした内容が取り扱われていることがわかります。授業におきましては、そうした現状を理解して関心を持つとともに、そこには自分自身もつながっていて、自分の選択がSDGsの達成に影響しているという自覚と、自分の行動について考える力を育てるように指導にあっております。

また、総合的な学習の時間では、より実践的な課題解決能力や積極的に社会に参画しようとする態度を育てるために、実社会や実生活の中から課題を見つけ、多様性、公平性といった視点を持って課題解決に取り組む「学び」を実施しています。飛騨市学園構想は、こうした学びをより豊かなものにするプロジェクトでもあります。今後は、SDGsに対する教職員の意識をさらに高めていくことが必要です。教職員自身が、貧困や飢餓、気候変動、人権といった課題を自分自身のこととして捉え、見識を深めていくように取り組んでまいります。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○11番（籠山恵美子）

このSDGsには、先ほど市長がおっしゃったように17の目標がありまして、昨年の1月からは行動の10年というのが始まっています。しかし、残念ながらコロナ禍で目標に逆行するような場面も局面もありました。自粛生活でやむなくテイクアウトやデリバリーが増え、プラスチックごみやマスクのゴミが環境を悪くしました。私は、自宅でささやかに子ども食堂を開いているんですけども、この自粛の間はテイクアウトやデリバリーをしております、そのかわり子どもたちにはお弁当箱やストローを紙製にしてささやかなこのSDGsの意識を知ってもらう。その目標を知ってもらうように子どもたちに手配りしながら届けています。ぜひ、大人の方にもですね、行政にも誰一人取り残さないための、それから環境をよくするSDGsを今後とも大いに実現してくださるように私は切にお願いして質問を終わります。

〔11番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で11番、籠山議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで昼食のため暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時45分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を行います。

〔12番 高原邦子 登壇〕

○12番（高原邦子）

発言のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。私は、今議会は食育推進1本に絞って質問したいと思っています。

平成17年施行された「食育基本法」の目的は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進することにあります。

平成17年の食育基本法成立時と平成19年に食育について、私はかつて一般質問をいたしました。当時の市長は船坂勝美市長でありました。行政は継続が原則でありますので、それを踏まえて質問したいと思います。

なぜこの法律がつくられたのか。法律の中にその背景は述べられています。そして、国民運動として強力に食育を推進することを目指しています。この間、15年間、飛騨市はどのように食育に対して取り組んできたのでしょうか。平成19年度の一般質問に対して、当時の中畑健康福祉部長は答弁で「県の食育推進基本計画と連携を図り、来年度、平成20年度ですが、飛騨市食育基本計画を策定する予定となっている」と述べましたが、その後どのようになっているのでしょうか。また、その後の食育推進活動の経緯を知りたいと思います。食育基本法の第33条に市町村の食育推進計画と会議が規定されていますが、飛騨市ではどのように扱われてきたのかも伺います。

次年度の予算資料や聞き取りなどで、各部署が食育に結びつく活動を実践してきているのは承知しています。県は、食育基本法と健康増進法をあわせて、第三次岐阜県食育推進計画をつくり、環境生活部・健康福祉部・農政部・教育委員会のいろいろな施策と整合性をとっています。飛騨市も健康飛騨市21（第二次）の中で、生活習慣病の予防のた

めに食育の推進を扱っています。しかし、その健康飛騨市21の中間評価において、食育計画が明記されていない旨を指摘し、食育計画を明記していくべきだと結んでいます。

農林部では飛騨市食と農業推進計画があり、その中では食育にも触れられていますが、この推進計画の目的は市内の生産者が提供する「安心」・「安全」な農産物の消費拡大を図り、地域の活性化の促進を目的としているものであり、食育基本法が求めているすべてを満たしているものではありません。

教育委員会での聞き取りでも各学校が地域にあった食育を実践していました。基本法施行当時の中斎教育長は答弁で平成17年度から施行された栄養教諭制度に言及され、現在も栄養教諭が現場で働いて活躍してくれていることは本当に心強いものであると思ったものでした。ふるさと納税を利用して学校給食の充実をはかることは評価いたします。それは子どもによっては給食が重要なバランスのとれた栄養を摂取する機会でもあるからであります。各部署の取り組みは是とするものであるが、PDCAはどのようなもののでしょうか。A（アクション）がマンネリ化というより進歩しているのかと思うことがあります。

次年度、組織見直しで農林部内に「食のまちづくり推進課」が創設されますが、基本法の第23条・第24条・第25条の趣旨には適用されていますが、それゆえに足りないもの、第19条・第20条・第21条・第22条を補うために部局横断的をうたっているのだらうと思います。では、どのように運営していこうと考えているのでしょうか。コンダクターの役割を誰が担うのでしょうか。メンバーの構成はどのようなものにしていくのでしょうか。この課に期待することは何なのでしょう。あわせて伺いたいと思います。

今までの取り組みを見ると、各部署で食育活動をしていますけれども、ジグソーパズルのように、正しく当てはめていけば完成するものならよいですけれども、全く違ったピースを混入させ、組み合わせているようでは完成しません。食育は老若男女問わず、人が生きていくためには大切なものです。国民運動と捉えられている由縁でもあると思います。学校・保育所・医療機関・食品関係事業者、その他いろいろなところ、地域をあげて取り組むべき課題であると思います。飛騨市の食育推進活動への考え方、取り組む姿勢をトータル的に伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

食育につきましてのご質問を賜りました。4点ございますが、一括してお答えを申し上げたいと思います。まず、食育の認識でございますけれども、食に関する知識や力、食生活とそれに直結する健康づくりという意識を高めていくという意味において、極めて重要な活動であると思っております。これは育という言葉が使われておりますけれども、子どもたちはもとより、食に関する情報が氾濫して、多様な食に満ちている現代にあつては、

あらゆる世代に求められるものであるというふうを考えております。

国においては、2000年ごろから「食育」という言葉が出てきたのではないかとこのように記憶しておりますが、2005年が「食育基本法」の制定でございまして、それを受けるかたちで、県で議会提案条例というかたちで「岐阜県食育基本条例」が制定されたという経緯でございまして、この経緯をよく覚えております。以降、食育という言葉がかなり普及いたしまして、現在は広く知られているようになったという認識でおります。

市におきましても、食に関する取り組みはさまざまな政策分野で重点というふうにしてきたところでございまして、例えば、学校教育の現場では、これは後ほど教育長からの答弁もございしますが、飛騨市特有の食材や食文化を取り上げた授業が総合的な学習の時間などで行われておりますし、学級活動などでも食生活についての学習が行われているというふうに承知をいたしております。

また、市長部局においてはですね、地域資源である食や食文化の掘り起こしについては、私自身、大変力を入れてきた分野でございまして、「鮎」や「お米」、「薬草」、「えごま」、また、「伝承作物」というようなことで取り上げてまいりました。また、地元のボランティア団体でありますとか、ポッカとの連携による親子あるいは子ども向けの料理教室というようなものもございまして、飛騨みんなの博覧会での同様の取り組みなんかもございます。それぞれ、子どもたちはもとより、市民に広く認識してもらって、観光につなげていくことにも取り組んでおるところでございまして。「食と健康」という切り口もこれも大事なおところございまして、特に高血圧が多いという飛騨市の特徴から、高血圧患者の減少と生活習慣病予防の観点から減塩の取り組みともあわせて、食生活改善にも取り組んでいるところでございます。

このあたりが、食育基本法で言えば第19条～第22条あたりの施策に該当するものではないかと思っております。

しかしながらですね、議員からご指摘がありましたように、「食育」という観点で横断的、重層的に政策を進めてきたというわけではないというのは、これは事実でございまして、15年ほど前に議員がご質問されたという話を先ほど伺ったわけではありますが、その際に食育推進会議による食育に関する連携水準の議論があったということですが、現実には、その後、食育に関する取り組みは行われていないというのが現実でございまして、食育基本法第33条にあります食育推進会議も設置していないというのが実状でございまして、今回ご質問をいただきまして、改めてですね、食育基本法、それから岐阜県の食育基本条例、関連計画なんかを読んでみたわけではありますが、やはりこうして勉強し直してみますとですね、もっと体系的に施策を位置づけてやっていったほうがいいのではないかとこのことを、そうした思いを強く持ったところでございまして。

例えば、法律においてはですね、家庭、学校・保育園における食育、地域における食生活改善とこう分けて、それぞれで取り組みを分けて意義づけを明確にするということが行われておりますし、その並びで、農林水産物の利活用、食文化の継承、食品安全と体系

立てて整理することによって、施策全体も見えやすくなるというふうにも感じております。こうした認識に立ちまして、「食育」という観点で、食に関する事業を改めて見直してみたいと思っているところでございます。

ちょうど、折しも、令和3年度予算において、「食のまちづくり」を重点政策に掲げておるといことで、これまで農業振興課、商工課、地域振興課、振興事務所など複数の部署で個別に行われていた施策を「食のまちづくり推進課」を設置して一つに束ねて行うということにしておりますし、そうしますと、食育基本法が守備範囲とする幅広い食や食文化の活用ということも当然対象となってくるということでもございまして、そうした方針をとっているというわけでございます。

そこで、この「食のまちづくり推進課」をこの食育に関する庁内のヘッドクォーターと位置づけまして、市としての食育の体系立った考え方や施策をまとめながら、例えば、教育委員会にて行われている学校教育の中での食育は引き続き小中学校において取り組む、あるいは減塩などの食生活改善は市民保健課が担当するというようなかたちで、役割分担をして取り組んでいくというような感じではないかと、というふうに考えておるところでございます。なお、学校教育における食育の取り組みについては、この後教育長のほうから答弁をしてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて、答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

それでは、私からは学校及び教育委員会での取り組みについてお答えいたします。学習指導要領では、「学校における食育の推進」として「食事の重要性」、「心身の健康」、「食品選択」、「感謝の心」、「食文化」等の視点を設定し、児童生徒につけたい力を明確にした指導の実施を示しております。市内小中学校では、「食に関する指導の全体計画」を策定し、計画的に「食育」を進めております。指導後は、評価を実施し成果と課題を確認して、その後の指導や次年度の計画に反映させております。「食育」は、学級活動や給食の時間が指導の中心となりますが、社会や理科、保健体育といった各教科、総合的な学習の時間、学校行事や児童会・生徒会活動の中でも扱うなど、多岐にわたって「学び」を進めております。

その中でも、給食時間の栄養教諭による指導は大変重要です。配膳の仕方、正しい食事のマナー（姿勢、箸の持ち方）のみならず、栄養バランス、食べ物の働きなどを給食中に指導します。さらに、地元食材や地産地消の紹介も行っております。今年度、「ふるさと給食」が実施され、児童生徒は、「地元食材」や「地元銘菓」に触れる機会がありました。「食」を通して、児童生徒の「ふるさとに誇りと思い」を育むことができました。「食育」は、児童生徒が、健康で健全な食生活に関する知識・技能を身に付け、地域社会で生き抜

いていく能力を養う大切な学びです。小中学校はその基礎を培う大切な役割を担っていることを再確認し、今後も指導に努めてまいります。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○12番（高原邦子）

確認ですけれど、この新しい課というのは、農林部のものをするだけで、今までどおり生活習慣病とかそういったものは、藤井部長のほうの部でやるとか、そういったことで、各それぞれが今までよりももっとそれぞれの分野を深めていくというふうに捉えていいのですか。コンダクターとかこれによって職員とかはどのようになるのか。そのへんも教えてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

食のまちづくり推進課は、まず今、食に関する取り組みがバラバラになっていますので、特に資源発掘活用関係の一つにしたいという目的でもともと設置することにしてあります。例えば、今、えごまは商工課にあったり、鮎は宮川振興事務所にあたり、今度、バラを追求しますけれども、バラは河合振興事務所だったり。それぞれ散っていますので、それを一つにしたいということなんですが、そこをコンダクターと言いますか、ヘッドクォーターと言いますか、そうしたかたちにして、食育をもう一回組み立て直してみよう。その際には、恐らく柱建てとして食生活改善みたいなのは、引き続き市民保健課で深めていくことになると思いますし、学校の中における食育は当然教育委員会においてということになると思いますし。また、農林部の中は今みたいなことになりましてけれども、できるだけ健康づくりに特化したもの以外は食のまちづくり推進課にまとめて、そこを食育のコンダクターにしようと。こういうことでどうかというふうに思っています。

○12番（高原邦子）

実は、私は本当にこの食育基本法ができたとき、ものすごくうれしかったのが、体育とか知育とか徳育というのは、ずっと言われていて、どうして一番大切なのは、体育の上に立つのも食育だと思うんです。先ほど市長はやはり子どもだけでなく、各年層に関わってくるとおっしゃったけれど、食というのは、生まれて亡くなるまでどの人にも共通したものであるからですね。そうしますと、じつは30年ぐらい前に神岡に来てから食生活の改善のところにおいて、そのころは子どもがまだ小さかったのですが、やはり心配なので、そこで勉強をさせてもらって、ずっとやってきたのですが、そのころからやはり飛騨地方は高血圧の人が多くて、30年経っても今でも言われています。そのころから減塩は言っているわけなんです。私は思ったんですけど、結局は、そのころのお母さん方とも話し合ったのですが、離乳食は本当に味をつけないわけなんです。塩味とか絶対に。というのは、赤ちゃんは腎臓の機能が生育していないから腎臓に負担をかけることはできない。ところが、離乳食を離れると、お姑さんが「同じものを食べさせろ」というと。ここがやは

り年代の違いがあるわけなんです。今、30年前にも減塩を言われてきたのに本当に飛騨市は検診の率も高く、それに対処しての市民福祉部の働きは敬意に値するんですけど。どうしてかと言いますと、やはり年代、やはり戦争中の人たちは食べるものがない。食べていない。戦後になって食べられる。そのころから減塩とかいう話もない時代に生きてきた人たち、そしてまた食が豊かになったこの時代。そういった各年代でちがうんですけども、私はなぜ教育委員会にお願いしたいかと言いますと、やっぱり今、30年経っても変わらないんです。これは、やっぱり幼いとき、小さいときから食育というものを油のとりすぎとかいろんなことがどのようになっていくかということを科学的にも教えていかなきゃいけないと思うんです。教育長は、昨日、いろんないいことをおっしゃっていて、お伺いしたいんですけども、スクリーニング会議というのをしますと。心のあれというのは、本当に隠れた支援を必要としている子を見つけ出すためにその会議をもう開いていますと言われました。そのシートに食のことは書かれていないのでしょうか。いかがですか。例えば、この子はご飯を食べてきていないとか。食べてきているとか。そういった項目はないのでしょうか。いかがですか。食というのは、何というのですか、本当に大事なことで、食を与えなくて餓死をしたとつい今も話題になっていますけれど、食生活が本当にその子の大切な要因でもあるのですが、そういった項目は、先生が言われたスクリーニング会議では語られているのでしょうか。いかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

項目としては、特段シートの中にはございません。と申しますのは、授業でありますとか、休み時間、部活動、掃除という場面において、子どもたちの気になる姿をそこに書き出していくというものなんです。ただ、それをもとにしながらそれを分析する段階で、なぜそういうことが起こっているのかということは、それを書いた教師もそれから会議でも話し合われています。ですからその会議の席上では、そういった食事を食べて、この子はいつも食事を抜いているんだという話題も出ております。そして、対策については、声掛けをしたりとかそれから個別に養護教員がそつと呼んで、話をしたりしている現状でございます。

○12番（高原邦子）

よく教育問題を以前話し合ったときに初代の市長なんかは、まず子どもよりも親を教育せないかんとかいろんなことを言われたこと私を思い出したんですけど、実はこの基本法が制定されたときの資料を見ますと、20代の人が朝抜いているのがものすごくパーセンテージ高かったんですね。そうすると、それから十何年。やっぱ今お父さん、お母さんになっている。やっぱり朝抜いている生活をずっとしてきた人がですね、子どもを持ってあまりその朝食とかそういったことに気を使わない。そういう世代になっている。だからこそ今、学校での教育、大切であるし、何よりも体育よりも知育よりもやっぱり生

きていくためには健康でなきゃいけない。そこを重点的にされていることはよくわかるんですけど、取り入れていってもらいたいなと思うんですね。よろしくお願ひします。

それで、今度、藤井市民福祉部長のほうなんですけど、今、本当にいろんな取り組みされていて減塩とかやっけていらして、お店なんかでもね、減塩のコーナーとかスーパーさんなんかでもあるところがあります。もっと徹底してやっけてもらいたいけれど、マル得ポイントがつくとかということなんですけど、ありとあらゆるところで、減塩が大切だということをやっけてもらいたいんです。そうしたときにスマートミールというのをご存じだと思うんですけど、あれをいろんなお店屋さんにも1品でもいいので、そういった何というのかな、お店に献立を出してもらおうと。今、アレルギーのある人にはいろんなそういった食事というものもあると思うんですけど、そういったことをお店屋さんとかそういったのに頼んで、何だろうスマートミールという感じで、何というのかな、お知らせというか、啓発していく方法をとっていただけないのかなと思うんです。そうしないとな、男の人ね、配られてくる配布物を見ないのでね。それを考えると、お店屋さんにもこれはね、事業者にも協力してもらいましょうと基本法にはなっているんですね。いかがですか。このスマートミールの推進をいかがお考えでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

スマートミールにつきましてのご質問をいただきましたので少し紹介させていただきます。スマートミールにつきましては、健康づくりに役立つ栄養バランスのとれた食事のことです。つまり1食の中で、主食・主菜・副菜が揃い、野菜がたっぷり食塩のとりすぎにも配慮した食事のことをいいます。飛騨市の現状を申しますと、本年度ですね、河合のゆうわ〜くはうすにおきまして、「マグロの朴葉焼き定食」になっておりますけれども、こちらのほうがスマートミールの認証を受けたものでございます。スマートミールにつきましては、例えば日本栄養改善学会ですとかそういった各種日本高血圧学会ですとかそういった各種学会が構成されるコンソーシアムがですね、健康な食事、食環境というくくりの中でを行っているものでございます。

スマートミールを展開すればどうだというお話を頂戴いたしておりますが、実はですね、現在ですね、神岡町の茶屋丸さんですね、「お魚のホイル焼き定食」。それから神岡町の宙ドームの中にあります「ひだ小僧」という食堂におきまして「減塩天丼」、この2品目をですね、今、申請をされたところでございます。これにつきましては、市民保健課の管理栄養士が関わらせていただいております、いろいろな指導をさせていただきます、今、申請したところでございまして、多分夏くらいには結果がわかるんじゃないかということも思っておりますし、市としてもそういうかたちで少しずつではございますけれども、啓発も含めてですね、今後とも市内の各事業所さんにもですね、展開を図っていきたいということも思っております。

○12番（高原邦子）

いろいろな学会といわれましたけど、腎臓病の学会とか各種学会のコンソーシアム、共同事業体だと思うんですが、そこが結構時間かかるんでしょうかね。どのくらいの費用がかかるかとかそういったこともまた調べて、またいろいろ市内の業者さんたちがそういったものに応募したいとか言ったときに何かしら市もですね、協力するという費用とかいろんなところでもやっぱりがんばっているところとかというか応援する気はあるでしょうか。いかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

市民の皆様の健康に関わることでございますので、人的支援だけでなくですね、経費がかかるとすると定期的な支援も考えていきたいと思えます。

○12番（高原邦子）

この間の防災士の試験に本当に小学校・中学校の子とかが参加したということを知って、ああいいなって。食育もね、そういうのはないかしらと思ったんですね。きょうでしたか、スキーム教育の話もされましたね、沖畑教育長。

何ていうのかな、Society 5.0の中でITとかそういった感じもあるんですけど、やっぱり教育長が言われたのが、何というんですか。課題の設定、課題を与えてということ言われたし、情報収集とか。私ね、食育って今、言われたように、いろんな項目あるんですよ。安全な食の安全も求めるとか。体のいろんな機能を知ること大事だし、食に含まれている。ものすごくいろんな角度から調べられる、とても有意義なその課題になると思うんです。サステナブルの話を籠山議員がされていましてね。それにも生かしていけるわけなんですよ。なぜか。食生活は一生続くからですよ。ですから、せっかくそのスキーム教育でいろんな角度からいろんなことを見るので、子どもってすごく好奇心があるし、そういったものをやっつけていけばいろんな課題見つけて、こんな意見もある、こんな意見もあるって中で、興味を持たせてね、「はい、これはビタミンCが何パーセント入って」とそういうことではなく、楽しい授業とか興味持つ授業ってつくっていくと思うんですよ。食をテーマにして。いかがですか。学校の先生たちといっぺん食育をテーマにしていろんな角度からの何ていうかな、そういったものをやってみる気はありませんか。いかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

今、議員ご提案の食に関するテーマですけれども、これは、今後の総合的な学習の時間を主体としました教科横断的な学びの重要なテーマになると考えております。どこの学年でどのようにして始めてどのようにつなげていくかということを含めながら、今のカ

リキュラムを検討しているところですので、加えながら一緒に考えてまいりたいと思います。

○12番（高原邦子）

農林部のほうで植えて育てて食べる楽しみを通じて食育の推進というのがありますよね。それは、学校給食へのJA中央会と岐阜県と市とが3分の1ずつですか、持って、地産地消とか県産品の地産地消のためにやる事業なんですけど、それもそうなんですけれど、実は12月に農業のことを一般質問しましたら古川の農業者の方からお電話いただいて、大切な子どもたちの給食にオーガニック、有機、それを何で飛騨市は採用しないのかと言われたんです。私は、給食の素材というのは安定的な確保がないとなかなか難しいんですが、その要求する分だけそれじゃ飛騨市はその有機栽培で出せますでしょうかねというような話をいろいろしていたんです。農林部長にお願いしたいのが、やっぱり今はそういった地産地消もそうなんですけど、飛騨市のとてもいいそういったものに力を入れて、販売とかもされていくわけなんですけど、オーガニックとかそういったところをいろんな農家の方をお願いして、給食に間に合うぐらいの量の生産というのを目標にして、常に給食には出せるみたいなそういったことというのは、取り組めないものでしょうかね。いかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

有機野菜についてですが、飛騨市にも有機野菜に取り組んでみえる農家さんもみえます。ただ、量的に給食に取り入れるとかということになると、量的に多くの量があるものですからなかなかそこは難しいかなと思いますが、新年度において、そういった有機野菜に取り組んでみえる農家さんが食育の関係の子どもを対象とした食育教育のようなことをやるというようなことも新年度の中でそういったものに対して支援するといったような事業も計画をしております。そういった格好で取り組んでいけばいいのかなというふうに思っています。ちょっと給食のほうというのは、ちょっとなかなか難しいところがあるかなというふうに思います。

○12番（高原邦子）

そういった意味で食育の体験等々にね、寄与するそういった農家さんに支援をしていくというのは、予算に入っていましたので、そうだろうと思うんです。これからなんですけれども、これは市長にお願いというか、本当に今12月にいろんな農地のこととかも質問したんですけど、私は実際に子どもたちに農業を体験というか。1回水田の収穫のときだけ穂だけ刈りに行くとかそういうことではなくて、1から10まで実体験で、やるために、市がですね、使用貸借でね、お金がかからないようにね、地権者さんともうこちらのほうにいない地権者さんっていらっしゃると思うので、交渉してですね、農地で農業を子どもたちに実体験してもらおう。そして、「ああ、こうやって、例えばエンジンだったら

出てくるのか」とかいろんなことを刈り取るときとか植えるときだけじゃなくて、途中、途中で助けてもらわなきゃならない人は出てきますけど、夏休みのときに草むしりのお当番とかね、よく子どもたち、モルモットとかいろいろ動物を当番で家に連れてきたりとかもしていますけど、私はやっぱり何がいかって言ったら実体験で体験してもらうことだと思うんですよ。今の防災士のあれに本当に興味持ってくださいってということは、ありがたいことで、いざといったときに生きるか死ぬか。もう11日がきますけど、大川小学校に行って、どうして山、後ろにあるのに逃げるということをみんな言わなかったのか。私自身も思いました。それと一緒に、今、防災士受けられた子どもさんたち、きっと役に立つと思うんですね。そうしたら農業も実体験して、で、僕たち私たちが食べるものはこうやってできてくるんだとか。その中でさっき言った、いろんな持続可能なね、勉強の中で得ることあると思うんですよ。インターネットの世界だけではなく、一番大事なのは実際にこうなのかということが私は必要じゃないかなと思うんですよ。ですから、どうか農地をですね、手に入れて、そして子どもたちに開放して農業をやらせてみたらどうかと思うんですがいかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

おもしろいことじゃないかなと思います。農地を借りて使ってもらうことは比較的容易にできると思うんですけど、そのやる主体をどうやって設けるかという話かなというふうに思っていて伺っていたんですが。先般ですね、ちょっとあることで知り合った「あしたの寺子屋」という事業を今から全国で始めたいという方と語る機会があって、その子どもたちの世代横断の、つまり中学なら中学の、高校なら高校だけじゃなくて世代横断の地域での部活みたいなものですね、何かそんなサービスを始めたい、そんな取り組み始めたいと話を聞いてですね、その際にいろんな体験ができるといいですねなんて話をそのときしたんです。まだこれからどういうふうになっていくかは、これからの話なんですけど、例えば、そういった発想で学校の教科の過程の中、カリキュラムの中ですと、なかなか制約があって難しいんですが、その何というかですね、地域づくり部活というか、体験型の地域づくり部活のようなかたちで保育園児から高等学校までみんな入れるみたいなかたちのものを作って、その中でですね、農業体験を自分たちでやってみると。食べるのももちろんですけどつくったら売ってみると。そうするとまたまたその売るところを通じてどう思いを伝えるのかという教育にもなりますし。そんなことができるといいなと今、伺っていて思いましたので、そうしたプロジェクト取り組みのお話なんかもありますし、いろいろ検討する中でですね、土地とかそういったものは市で十分対応できますので、やれる主体をどんなふうにするかということを含めて、ちょっと夢を持ちながらですね、考えてみたいと思います。

○12番（高原邦子）

そうやってね、本当にね、食べることは一番大切ですけど、いろいろ教育になるんですね。今、コロナ禍でいろんなことを言われていますけども、やっぱり親子が会話を持つのも食事のときとか、それもとても大切だと思うし、親子関係においてもそうだけれどもいろんな意味でこれから将来にわたって子どもたちにとって食のあり方というのは大切だと思うので、ぜひやってもらいたい。やっぱり今やっておかないと30年経っても高血圧のことで今、神岡もそうなんですけど、言われています。あとは大人なんですけれど、病気になるとみんな気がつくんですね。あーあと。病気にならんとわからんというのが、大人のいかんところだと思うんです。だけれど、やっぱこういったことはよくないよとかちょっとだけ気をつけていくこと、大切じゃないかなと思うし。食は、本当に楽しく食べられたら、本当一家団らんで一番のもんですから、食育をぜひ推進して行ってもらいたいことをお願いしまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔12番 高原邦子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で12番、高原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで職員入れ替えのため暫時休憩といたします。再開を午後1時50分といたします。

（ 休憩 午後1時41分 再開 午後1時50分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

次に10番、野村議員。なお、質問中、資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔10番 野村勝憲 登壇〕

○10番（野村勝憲）

それではですね、事前通告に従いまして質問いたします。コロナ禍国民は毎日感染におびえながら生活しているのに、緊急事態宣言が出され、外出や外食等の自粛が求められているとき、高級クラブやラウンジを深夜に訪れ、公明党の国会議員が議員辞職し、自民党の国会議員4人が離党。模範を示すべき国会議員の非常識な行動に国民はあきれています。今、政治家の倫理と政治への信頼が著しく損なわれ、飛騨市でも同じように市民から疑問視されているのが、今回の岐阜県知事選での都竹市長や布俣県議と一部市議の対応

と行動です。岐阜県でも緊急事態宣言が発令され、市民には3密を避け、不要不急の外出自粛を強く求めて、市民の生活を縛っておきながら、都竹市長は新人の江崎候補応援のために先頭に立ち、コロナ感染者が多い岐阜市・羽島市・多治見市等に積極的に出かけ、その行動力には市民はあきれています。

また、飛騨市内で12月から1月にコロナ感染者が4人出て、お一人亡くなられたときに古川町・神岡町・河合町・宮川町で80人から250人、江崎候補応援のために人を集め、延べ7回の選挙演説会を開催し、最近も神岡と古川で反省会をされたようです。

さらに驚くことに告示後飛騨市内で4人目のコロナ感染者が出た日に都竹市長は公務を放棄し、布俣県議とともに江崎候補応援のため、既に古田はじめ候補の推薦を決めている高山や下呂市等敵陣にまで乗り込む行動に市内外の市民や地方議員、あるいは首長から非難の声が出ております。コロナ禍、都竹市長の岐阜県知事選への対応と行動について質問いたします。

1月7日岐阜県知事選が告示され、古田候補はコロナの感染拡大を受けて出陣式はキャンセルされました。一方、都竹市長が全力で支援の江崎禎英候補は出陣式に700人の支持者を集め、「静」と「動」の対照的な選挙戦がスタートし、その後古田知事はコロナ感染拡大を防ぐため選挙活動を自粛する決断をされ、県下各地域で計画された集会は開かず、選挙カーに一度も乗ることなく、まず公務を最優先に「県民の命と暮らしを守るため懸命に働く」の姿勢で55年ぶりの保守分裂選挙に臨まれました。それに対し候補者でもない都竹市長は、100年に一度の有事に公務を休み、選挙活動したことに「コロナより選挙が優先か。何か密約でも」等多くの非難の声を耳にし、高山・下呂・多治見・土岐市等での苦言や疑問の声も取り入れて8点質問します。

まず1つ目、コロナ禍での都竹市長の休務と執務について。資料1、これですね。これをごらんください。1月12日、飛騨市内で4人目の新型コロナウイルス感染が確認された日に都竹市長は休務となっています。また、1月22日、金曜日、午後2時30分から執務ということになっていますが、この休務と執務を市民に明らかにしてください。

2つ目、江崎陣営の選挙運動は「越境暴走だ」の発言について。資料2をごらんください。1月16日の新聞記事は、多くの議員や首長の支持を受ける古田陣営は、高山市内は古田支持が大勢とみる。市内の陣営幹部の一人は江崎陣営の選挙運動は「越境暴走」と苦々しげに話すと紹介されています。このことは布俣県議と都竹市長の行動を指してのことでしょうが、市長の見解は。

3つ目、都竹市長の東濃への「越境行動」について。私の家族は現在土岐市に住み、以前は多治見市に住んだこともあり、東濃には多くの知り合いがおります。今回の多治見市での都竹市長の街宣には多くの人から非難の声が出ており、ある有力者は、「ここは古田（知事）、古屋（国会議員）、古川（市長）の3古を合言葉に田代多治見商工会議所会頭や県議・市議がしっかりスクラムを組んで選挙を戦っているのに何で飛騨の市長が乗り込んでくるんだ。飛騨市でやっていたらいいのに」。また、ある人は、「東濃の市長、5人は、

このコロナ禍、隣の市まで、例えば、土岐市だったら瑞浪市までとか、多治見市まで行くような、非常識なことはしない」と怒っており、ある市長の街宣スケジュールを見せていただきました。その市長が街宣されたのは、17日の選挙期間中、半日で、実際公務を休まれたのは、1時間のみです。都竹市長とは全く対照的です。ところで、市長は告示前後、あわせて、公務を休んだのは何日で、選挙に使った時間は延べ何時間ですか。また、多治見市等東濃からも飛騨市長として公務を休んでの「越境行動」について非難の声が多く出ていますが市長の見解を示してください。

4点目、市長室は江崎陣営の飛騨市選対本部だったのでは。資料1に戻ってください。1月4日、8時30分から朝一で布俣県議が立ち寄られ、いつものコーヒータイムで知事選打ち合わせ。1月22日、8時30分から布俣県議と知事選打ち合わせ。1月25日、10時30分から葛谷議長と知事選の総括。2月2日、8時30分から布俣県議がおいでになり、恒例のコーヒートーク等「都竹市長の活動日記」で配信され、それを見た市民からは、これはほんの一部で、昨年夏ごろから布俣県議と市長室で朝からコーヒータイムが続いており、「このコロナ禍、のんびりコーヒーを飲んでの知事選打ち合わせが度々行われたことを議会はチェックしていたのか。コロナ禍で市民は苦しい生活が続いているのに市長と県議は市長室でのんびりコーヒーを飲んで選挙対策をやっているが市の危機管理はできているのか」の声です。

選挙はあくまでも個人の問題なのに江崎陣営の飛騨市選対本部長の布俣県議と本部長代行の都竹市長の二人が市長室を利用しての選挙活動は役所の私物化ではないか。「選挙の打ち合わせ等は喫茶店か自分の家でやるのが常識で、いい加減にしろ」等市民からの声に対して市長の見解は。

5つ目、1月7日の飛騨市新春経済懇談会について。毎年1月の第2土曜日に実施されています、高山北商工会（国府町）の新春懇話会は、ことしコロナで中止されました。2月に古川商工会の関係者が5人目のコロナ感染者として公表され、飛騨市の新春経済懇談会はコロナ禍中止すべきだったと改めて痛感しています。なぜなら出席者はあまりにも少なく、経済界からは例年の3分の1の42名で、市議は半分以下の6名、市職員が24名。事前に出欠をとっておきながら、この人数で強行したのは選挙が目的だったのではないですか。

第1部の賀詞交歓会は文化交流センターのホワイエで実施し、後ろは密状態でした。来賓祝辞で布俣県議は選対本部長として、市職員24名がいる場所で、江崎候補支援のお願いを長々と語り、参加者の中から「ここは選挙の場じゃないぞ。場所を考えて発言すれ」の声が出ていました。主催者の市長はなぜ、あのような場所で布俣県議の選挙発言を許したのですか。

6つ目です。選挙が終わり1カ月半、市長は古田知事と面談されましたか。飛騨地域の首長は知事選が終わり、早速、1月26日、10時から下呂市の山内市長と今井県議は古田知事にコロナ禍における観光業等の状況について、翌27日、11時30分から國島高

山市長と成原白川村長は飛騨地方の観光について意見交換されていますが、都竹市長はいつ古田知事と面談されましたか。

7つ目、首長にもしこり、県との関係に市民の不安について。資料3をごらんください。1月27日の新聞1面の大きなトップ記事の「首長にもしこり」で都竹市長とある首長の発言は全く真逆で市民は心配しており、市長の「全く心配には及ばない」は何を根拠にしての発言ですか。

一方、同じ飛騨地域の首長は取材に「互いに対抗して競い合ったので、怒りや憎しみもある。ノーサイドのようにはいかない」と指摘する発言は、私もあるところでそれに近い言葉を耳にしています。この発言に対し市長の見解と飛騨地域の首長や住民に対するメッセージを示してください。

最後に飛騨3市1村連携と東濃対策についてです。激しい選挙戦はいつの時代でもしこりは残るもので、12月に高山市内のホテルで高山・下呂・白川の古田陣営2市1村の選対会議があり、私は単独で古田知事面談のためロビーで待機していると首長や議員が寄ってこられ、「飛騨市はどういうことだ」、「3市1村連携はこれから難しくなる」等の声が今でも耳に残っており、今後3市1村が心ひとつにして国や県への要望活動ができるか心配です。早速、高山市と下呂市が災害時に円滑な越境避難の覚書を締結し、東濃5市は首長と議会議長がリニア新幹線関連のインフラ整備等を武田総務大臣に要請する等活発です。

東濃のある実力者は、ラグビー王国岐阜の実現に向け、中津川のリニア新駅近くに「世界大会ができるスタジアムをつくり、ラグビーの聖地にしたい」と岐阜県の地域活性化につなげる構想を発表されております。

飛騨市もラグビー等のスポーツ合宿や観光・産業面で東濃と連携しての地域活性化策が求められ知事選で溝ができた今後の飛騨3市1村の連携と東濃対策について市長の見解を伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

知事選における対応につきましてのお尋ねがございました。順次お答えを申し上げます。まず1点目の私の岐阜新聞の日程の休務・執務の内容でございます。私の行動につきましては、個人のFacebookで全て毎日明らかにしておるところでございますし、そこに書いてございますが、1月12日、火曜日は、終日、江崎禎英候補の応援に参加いたしまして、高山市から下呂市、多治見市での街宣活動、個人演説会に弁士として出席をいたしております。1月22日、金曜日は、14時半から決裁や書類の整理などの執務を行った後、15時過ぎに飛騨古川駅から岐阜に向かい、夜は江崎候補の総決起大会に出席したということでございます。

それから2点目、越境暴走という発言があったと、こういうことでございますけども、ご指摘の新聞記事については承知をしておりますが、人それぞれにさまざまな捉え方がありますし、記事の取り上げ方もさまざまですから、これについて特段申し上げることはございません。

それから3番目、東濃への越境行動というお話でございます。今回の知事選はですね、私自身が江崎候補とともに仕事を経験したことがあり、人柄について語れる数少ない一人であったということから、さまざまなところから応援の要請をいただきました。多治見での個人演説会も要請がございまして、それで参加したということでございます。選挙ですから、当然他の陣営からさまざまな意見があるのは当然でございまして、これについても特段申し上げることはございません。

それから、公務を休んだ日数のお尋ねがあったわけではありますが、私は特別職でありますから、そもそも休暇とか勤務時間という概念がございません。そのうえで、市役所の開庁日である平日を対象にということで申し上げれば、11月末以降投票日までの間、選挙関連で市外に出かけましたのは、議員からお尋ねのあった1月12日と22日の15時以降の2回でございます。なお、告示日の1月7日は、県庁での新年挨拶まわりの予定を入れておりましたので、その前に出陣式に立ち寄らせていただいたということでございます。

なお、開庁日にこうして終日公務を入れなかった場合、あるいは政務にあたった場合は、新聞や市のホームページには便宜的にでございますが「休務」というようなかたちで公表するというようにしております。

それから4点目、市長室がその選対本部であったのではないかとこういう話ですけども、布俣県議とは市長に就任したころからですね、もうずっと長い間、頻りに朝、市長室で面談して、コーヒーを飲みながらリラックスした雰囲気の中で、さまざまなお話をしております。その時々のお話について話すこともあれば、県の施策とか市の施策について相談することもございます。要望の打ち合わせなんかをすることもございます。

もちろんお互い政治家ですから、選挙のことが話題になることもあります。ただ、当然ながらですが、市長室で選対会議をやっているわけではありませんし、そもそも二人では選対会議にはならないわけでございまして、ご指摘は当たらないということでございます。

それから5点目、新春経済懇談会でございますが、コロナ禍においても、市においては、イベント等の行事は、感染対策を施したうえで、可能な限り実施するという方針で臨んできたわけでありまして。ことしの新春経済懇談会につきましても、そうした方針のもとで各商工団体と協議のうえ実施としたというものでございます。懇親会を伴いませんから、参加者が少ないことをあらかじめ想定しておりましたし、これは、選挙とは何ら関係のないことでございます。

布俣県議のご挨拶の内容についてお触れになりましたが、当然事前にこういうことを

話すということは聞いておりませんでしたし、来賓の個々の挨拶の内容について、議場で触れることは控えるべきであろうと考えております。

それから6点目、古田知事と面談をしたかという話でございます。古田知事と直近お話ししたのは、選挙直前の12月12日の宮トンネル開通式の際にお話しいたしました。知事には、今回の選挙にあたりまして、私の判断に至った経緯とか考え方を書いた長い手紙を書いてお送りしておりましたので、知事からは「読んだよ」という話を伺って、その後は親しくお話させていただいたところです。

また、先般、2月17日の飛騨食肉衛生検査所の開所式でもお目にかかりましたけれども、その際は時間もありませんでしたので、ご挨拶した程度で十分なお話はしなかったということでございます。

なお、今のところ、特に知事と面談してお話する用件はありませんので、面談をお願いする予定はしていません。

7点目、首長間のしこり、県との関係の不安についてということでございます。飛騨3市1村の首長の皆さんとは、この激しい選挙期間中も1月15日に高山市役所で4人で道路整備に関するオンライン要望を行った後に、高山市の市長室に行きまして、地域医療のことなど、これまでと変わらず普通に打ち合わせをさせていただきました。また、お隣の高山市の國島市長とは、選挙中も、選挙後も、仕事上のことで何度も電話をさせていただいたり、お目にかかったりしておりますが、何か大きな支障があるようには感じておりません。

また、各市長、村長に対しては、今回の知事選の構図が決まった11月末の段階で、私の決断に至った経緯と事情を詳しく説明をいたしております。その際に「自分も都竹さんの立場だったら同じ行動をとる」とおっしゃっていただいた方もあり、ご理解いただいているものというふうに思っております。

こうしたことを踏まえて、私は全く心配していないと申し上げたわけでございます。なお、選挙後も、岐阜市でのさまざまな団体の理事会や会議等がございましたし、その際に各市長、村長と何度も顔を合わせておりますし、先週末も電話をしたりしておりますが、いままでどおり普通に話をしております。

もちろん、選挙ですから双方全力で戦うわけですから、しかもこれだけの激戦でありましたので、選挙前後はお互いに気持ちが先鋭化することはあるというふうに思いますけれども、それぞれ首長ですし、大人ですから、選挙が終われば、連携していくことは当然であるというふうに思っております。そして、そうした方々だからこそ、長い間、信頼申し上げ、親しくお付き合いをさせていただいているということでございます。

それから最後の飛騨3市1村の連携と東濃対策についてということですが、3市1村の連携については、今申し上げたとおりです。なお、東濃5市については、飛騨市としてはほとんど連携しておりませんし、今のところ、検討すべきテーマもございません。ただ、東濃各市の市長さんとはそれぞれ懇意にさせていただいております。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○10番（野村勝憲）

3点目のですね、告示前にも休んでおられたと思いますけれども、その説明はなかったと思いますが、12月議会、私ども12月1日に一般質問を出しました。その後、たしかですね、精読ということで休会にはなっていますが、12月4日、休んでいらっしゃいますね。選挙で。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

12月4日ですか。ちょっと今、スケジュールがないんですが、平日、12月、ちょっとすいません。ちょっと今すぐスケジュールが出ませんが、選挙のことで市外の外出はいたしていないと思いますが。

○10番（野村勝憲）

確認してください。都竹市長のブログで発表されています。選挙で動かれています。飛騨市内含めて。

それではですね、1月7日のことをお聞きします。この日はですね、告示日です。当然ですね、江崎陣営はですね、岐阜市で出陣式をされました。先ほど700名と言いました。そのとき、市長は公用車を使って出陣式へ臨まれていますね。

△市長（都竹淳也）

先ほど申し上げましたが、この日はもともと県庁に挨拶まわりに行く予定にしておりました。その前に立ち寄ったということです。それから従前からですね、出陣式と選挙の報告会、これはですね、私のみならず、いろんな首長がそうですが、公務として出かけるというかたちが通例でございますので、この件に関わらずそうしたかたちで動きます。ただ、この1月7日につきましては、申し上げたようにもともと挨拶まわりの予定をしておりまして、現実に挨拶まわりをしてきましたので、その早い時間でありましたので、その前に出陣式に立ち寄っております。

○10番（野村勝憲）

新春経済懇談会ですけど、今まではですね、ウィークデイはやっていなかったんですよ。毎回ですね、土曜日に、それも夕方6時からだったと思います。今回、1月7日の木曜日にしたのはなぜですか。告示日にあわせていますけれど、なぜですか。

△市長（都竹淳也）

これは商工会議所とか商工会との調整のうでやったことですので、告示日にあわせるということではございません。逆に告示日にあわせるとやりにくいわけなので、できれば告示日はさけたかったというのが私自身は本心です。ただ、結果、その日になりましたので、この日に実施をしたとこういうことでございます。

○10番（野村勝憲）

恐らく推測ですけど、布侯議員はですね、告示前だったら事前運動になるから、こういう話はできなかった。告示日にちゃんと適用できるということでやられた。私は、これは明らかに2人で打ち合わせをしていると思います。それは書いていません。

1月12日は、4人目のコロナ感染者が出た日です。その日にですね、神岡の船津で濃飛バスが午前11時に民家に突っ込んだ事故がありましたね。そのことは、市長は、当日どこで、何時にその事実を知ったのですか。

△市長（都竹淳也）

事故があったということは聞きましたが、ちょっと何時にどこでということは記憶していません。

○10番（野村勝憲）

11時ですと、恐らく高山市や下呂市に向かっていたらと想像します。そのときに連絡があれば、引き返せたと思いますけれども、そういう気持ちはなかったんですか。

△市長（都竹淳也）

こうした事故、引き返すような事故ではないと言いますか、そもそも市役所からの連絡ではなくて、こういうニュース、事故があったという、ニュースを受けたということだと思います。それから死傷者が出ているわけではありませんでしたし、警察が対応にあたっているということでしたし、濃飛バスからは追って事情の説明がございました。ここで危機管理としてあたる案件ではなかったというふうに考えております。

○10番（野村勝憲）

どっちにしても危機管理は必要ですよ。

4つ目ですけども、8点目ですね、私は東濃のある実力者、ラグビー王国岐阜の実現と述べましたが、東濃の実力者は当然市長はご存じでしょ。

△市長（都竹淳也）

ラグビー王国の実力者と言われましても、何人もおられると思います。おわかりでしたらおっしゃっていただいたほうがよろしいかと思います。

○10番（野村勝憲）

その方は、既に私、先ほど述べましたわ。多治見市商工会議所会頭の田代さんです。その方は、県のラグビー協会の会長さんですよ。さらにバローグループの会長さんでもあるわけです。12月に飛騨古川においでになりました。古田知事の支援のお願いで。そういう、要するに力のある方なんですよ。そういう人がですね、私が心配するのはですね、ご存じのようにですね、バローグループというのは、郡上市に牧歌の里がありますね。その代表でもあるわけですね。郡上市は、飛騨市よりラグビーにもものすごい力を入れているわけですよ。要するに合宿も含めて。そういった状況の中で、こういう人がですね、選挙は終わったけれども、やはり人間というのは、神経っていうのは残るわけです。いろんな

なことでデリケートに。そういったことで、やはり今後ですね、例えば数河を含めたらラグビー合宿等に影響するんじゃないかと私は心配していますけれど、都竹市長はどうですか。

△市長（都竹淳也）

特段心配しておりません。そもそもですね、今回の知事選というのは、保守分裂してですね、仲間内は敵、見方になって、戦うとこういう選挙でしたし、これはもうあらゆるところで同じような問題が岐阜県中で起こっているわけでありまして、それを引きずれば、県全体の安定は損なわれるというのは、みんな同じ思いで向かっている話ですから、これは、大人の関係ですから、私はそのような単純な話にならないというふうに思いますし、実際にその後いろんなところをつぶさに見ておりますけれども、もちろん国政、国会議員の間、自民党の間でいろんな議論があることは承知しておりますが、それが全県に波及していかがみ合っている状態になっているというふうには承知いたしておりません。

○10番（野村勝憲）

私なりに情報を持っていますので、いろんなところにネットワークがあります。いろいろそれは都竹市長の立場からそう言わざるを得ないでしょうけれど。そこで都竹市長は自民党員なんですか。

△市長（都竹淳也）

自民党ではございません。党籍もありませんし、入党もしておりません。

○10番（野村勝憲）

でも、古川自民党の常勤顧問か何かされていますよね。例えばですね、昨年11月30日、指定管理施設である味処古川で約30名を集め、自民党古川町支部臨時総会を開催し、都竹市長が江崎支援に踏み切ったことを発信されていますわ。あのせまい味処古川で30名集めると、3密になりますが、その点はいかがですか。

△市長（都竹淳也）

会合はですね、自民党飛騨支部と布俣後援会、都竹後援会の合同会合でありました。そして、もちろん自民党の会合でも呼ばれば、私は出席をいたします。どういうかたちで開催をされたかというのは、当然、感染対策を行われているわけでありまして、その密になる云々というのは、その状況、状況の判断ですから、マスク着用で感染対策を施して行われたというふうに記憶しております。

○10番（野村勝憲）

味処古川がですね、あそこ都竹後援会の副会長をやっている森さんですけども、その代表がね。あそこが自民党古川支部の事務局になっているという話を聞いてくれと言われたんですよ。指定管理施設でそういうことをやってもいいんですか。

△市長（都竹淳也）

つまびらかに承知をいたしておりません。自民党の関係は常に布俣事務所から連絡をいただきますので、そこで事務がやられているのではないかと承知いたしてありますが、

詳細には存じ上げません。

○10番（野村勝憲）

先ほど、最近神岡でという話をしたと思いますけれど、船津座で先週の土曜に、60人ほどを集めて、知事選の反省会をされました。密は避けられないということで、ことし、古川祭が昨年に続いて中止なんですよね。そんなときにですね、こんなことをやってもいいんですかね。それともう1つ、市の施設である文化交流センター、船津座、味処古川を選挙のために堂々と使っているのでしょうか。これは市民の公の場です。その点、市長はどういう見解ですか。

△市長（都竹淳也）

公民館ではありませんので、禁じられておりません。そこでさまざまな会合がされる中で行われることは差し支えないと思いますし、特に選挙の個人演説会の場合なんかは、これは届けがあって、当然、公費負担されるものでありますから特段問題があると思っておりません。

○10番（野村勝憲）

今、公民館じゃないからと言われましたね。公民館を市長戦で使っていらっしゃいましたね。それはいいですよ。

ところでですね、山口県の知事がですね、聖火リレーを中止したいということを申されたと思いますけれども、その要因の1つにですね、東京都知事がですね、1月31日の投開票だったと思いますけれども、このとき、千代田区の区長選がありました。新人候補で都民ファーストの会の方で当選された方なんですけれども、この応援にですね、3回か4回行かれて、「コロナ禍の中で選挙運動をやっている場合か」の怒りの声も一つあったということです。市長はこのことについて当然、ご存じだと思いますけれど、どのように思われますか。

△市長（都竹淳也）

その件について存じ上げておりません。

○10番（野村勝憲）

小池知事よりも今の都竹市長のほうがはるかに休みをとってあちこち回ったということで、私はこれはこれから市民がいろいろと意見を言われると思います。

それでは、時間もなくなってくるので、2点目の飛騨高山大学の設置計画についてです。新型コロナウイルス感染拡大で、授業がオンライン中心になるなど大学を取り巻く環境は激変しています。また、登校しなくても留学がオンラインでできる等大きな転換期を迎えています。

コロナ禍で大学中退者が昨年、9カ月で約1,400人も出る中、文科省は地方創生の特例として地方の国立大学定員増を早ければ来年度にも認めると決定しています。さらにことしの新生児が80万人を割り込み、超少子化時代となり、地方の私立大学経営は一段と厳しくなることは明らかなです。そこで、現在計画の飛騨高山大学について質問します。

まず1つ目、飛騨市の大学設置支援室の活動について。昨年6月議会で私は「1年後で十分」と発言しました。現在ですね、今までどのような活動をし、その経費と令和6年開学までの支援室の作業スケジュールと経費等を含めて示して下さい。

2つ目、飛騨高山大学の役職である理事・評議員について。2月、井上博成代表理事から大学の現状等説明を受け、早々と都竹市長が評議員に、すみれグループの井上正代表が理事就任には驚きました。

新聞報道、資料2に戻ってもらって、都竹市長活動のFacebookでは、昨年末に井上正氏が江崎禎英後援会高山市支部長に就任され、都竹市長は公務を休み、高山市の井上工務店で、この日は12日ですけれども、江崎候補の応援演説をする等井上グループと都竹市長の関係は個人的にも政治的にも強いものがあると感じました。マスコミ報道のように総務省や農林省では民間の利害関係者との接待で処分者続出のときだけに市民から疑念がもたれないか私は心配です。都竹評議員・井上理事以外に決定の役職名と出身先を教えてください。飛騨高山大学の役職者である都竹市長から高山市長あるいは下呂市長などに評議員就任のお願いをされたらいかがでしょう。

3つ目、飛騨高山大学CM提供の東海テレビ「いってきます！」についてです。これは、資料4をごらんください。

正月特番東海テレビ「いってきます！古川やんちゃ物語」の視聴率が3月現在、市から全く聞かされておられません。私は、自分で広告会社、テレビ局等の人脈を通じて裏情報を含め調査したところ、視聴率は資料のように、6局平均8.7パーセント。1位がCBCのニューイヤー駅伝、13.4パーセントだったのに、この番組は、最低の3パーセントでゴールデンタイムなのに最悪で私の広告人生でも経験したことのない視聴率でした。

この番組の約半分が資料のように都竹市長人脈の井上工務店グループ3社とアルプス薬品、ここの牛丸代表は都竹後援会会長です、の4社で、テレビ広告の必要性のない会社が3分30秒のCM提供をしています。このことからしても明らかに飛騨高山大学設立の支援が目的の番組制作であったことが判明しました。コロナ禍で外出の自粛や「Go Toトラベル」の中止で、観光支援にもならないタイミングにテレビ放映したことと視聴率が最低の3パーセントだった結果からして、貴重な企業版ふるさと納税330万円が助成金としていかされませんでした。私が12月予算委員会で提案したように番組協力金30万円でしたら十分だったと思いますが、改めて市長の見解を問います。

4つ目、飛騨高山大学の開学と運営見通しについて。最近、都竹市政に見通しの甘さが出て心配です。例えば1期目の目玉事業であります、こどものころクリニックは令和2年度から黒字化と発表したのに年間約4,000万円の赤字がついています。今後黒字化の見通しはたっていない。また、市に落度はなく勝てると臨んだクリーンセンター火災訴訟は2年が経過しました。最近裁判所から解決金として市損害額の半分の6,400万円が提示されています。まずトップの話し合いで円満解決をと私は議会で求めたと思います。結果は、裁判費用含め、約7,500万円以上が市民負担となり、税金の無駄使いと

飛騨市のイメージダウンとなっています。以上2点はいずれ結果責任が問われる問題になるでしょう。

飛騨高山大学はこどものこころクリニックと同様に事業者が高山市内にお住まいで、高山市内での開学を目的に活動されていきました。しかし、高山市は全く消極的で、都竹市長が積極的に受け入れた案件です。コロナ禍で飛騨市の財政が悪化するときだけに開学後の運営が赤字続きのこどものこころクリニックのようにならないか不安です。これは、私だけではないです。市民も心配しています。

先般の井上代表の説明では、新たに7,500人の通信制もあわせて設置とのことで、高山市に対しては文化環境大学でいくと。しかし、飛騨市では経済学部の4年制大学をと次々と変わっているんですね。名称も含めて。その説明会では、最も重要課題である大学設立の20億円資金調達はほとんど見込みがたっていないことを私は判断しました。現在コロナ禍で大学中退者が続出し、文科省が早ければ来年度から地方の国立大学の定員を増やす、そういったことを発表していることすら井上代表は全くご存じなくて、こういう方が大学経営ができるのかと私は不安を感じた一人です。飛騨高山大学の評議員である都竹市長の3年後の開学とその後の運営見通しについて、当然、私学助成金を期待していらっしやると思いますが、そのへん具体的にどのような金額を考えていらっしやるか示して下さい。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

飛騨高山大学についてのお尋ねでございます。私から2、3、4と3点、お答えを申し上げます。まず、飛騨高山大学の役職の理事、評議員というお話でございます。この飛騨高山大学の組織につきましては、私立大学でございますから市において関与することは無いということですが、大学設立基金から私に評議員の就任の依頼をいただいております。

評議員は学校法人に必ず置かなければならない評議員会の構成員ということでございますけれども、評議員会は、学校法人の運営には関与することはなく、意見を申し述べる諮問機関としての位置づけということになります。当然、先ほどの籠山議員の話にもございましたが、ビジョン、あるいはカリキュラムや地元との連携ということで、市の意見を述べるができることから、昨年10月9日付で評議員に就任することをお受けいたしております。

先般、12月8日にオンラインで評議員会が行われまして、自己紹介のあと、地域の未来像について考え方を述べました。今後、評議員としては、あるべき教育の姿や飛騨市学園構想との連携など、地元の市長として意見してまいりたいというふうに考えております。

なお、他の評議員への就任の依頼につきましては、大学設立基金からのご依頼があれば高山市長や下呂市長などへもお話しをしたいと考えているところでございます。

なお、大学設立基金から大学組織については、正式に発表されてはおりませんが、全国各地の大学教授や企業経営者等の中から、理事7名、評議員15名、監事2名を選出する方向で調整されており、大学組織の全体が決まり次第、公表されると伺っております。

次に、東海テレビのドラマ「いってきます！」についてのお尋ねでございます。このドラマにつきましては、市が取り組んでいるロケツーリズムの一環で、平成30年11月に参加したロケツーリズム協議会の商談会の際に東海テレビの方とお目にかかったことをきっかけに、企画がうまれたものでございます。平成30年の11月です。その後、東海テレビと脚本家の方が飛騨市を訪れられ、「古川祭」をテーマ・題材にすることが決まり、俳優の手配や脚本の準備が進められ、昨年11月に撮影が行われたということでございます。

CMについては、当然、東海テレビにおいて営業をされており、市が関わることはございませんでしたし、また、企業版ふるさと納税で寄附していただく企業も、東海テレビからお声がけいただく中で並行して決まってきたということでございます。

大学設立基金のCMにつきましても、この一環として東海テレビが独自にアプローチされたということでございます。

今ほど議員からは、飛騨高山大学設立の支援を目的とする番組制作であることは明らかとの発言がございましたけれども、そもそも大学設立基金や飛騨市の委託番組ではありませんし、こうした流れを踏まえても、何よりテーマ・題材が「古川祭」であることから、こんなことは全くあり得ないことでありまして、根拠がない、事実無根のご指摘であると言わざるを得ないわけでございます。

なお、ドラマについては、東海テレビからは、社内でも評価が高く、番組を観た視聴者からも好評を得たとのことをご報告をいただいております。また、視聴率についてお触れになりましたが、他局番組の状況によっても左右され、放送局によっては正月の1月1日～3日までの同時時間帯では視聴率2パーセント台となる番組もあると聞いております。

飛騨市にとってはロケ誘致の案件として取り組んだわけでありまして、ロケの際の直接消費が160万円、当日放送分の広告換算効果、約1,260万円のほか、見逃しネット配信サービスを活用した全国配信や出演者による飛騨市の情報発信、さらには、今後、海外での放送も検討されているなど、当日の視聴率だけでは測れない大きな効果があったと評価しております。

企業版ふるさと納税のお話がありましたが、これは、純粋な寄附でありまして、市の財源を使ったものではないことを踏まえ、少ない市費で、理解ある企業のご厚志により効果的な取り組みができたと考えているところでございます。

それから4点目、飛騨高山大学の開学と運営見直しについてのお尋ねです。先ほどの籠山議員への答弁と重複をいたしますので、簡単に申し上げます。飛騨高山大学につきましては、令和6年4月の開学を目指されておられますが、そこまでには、文部科学大臣に大学設置認可の申請を行い、文部科学大臣が学校設置・学校法人審議会に諮問し

たうえで、その答申を受けて設置認可が行われることが必要となるということでございます。

しかし、その内容はかなり厳しいものでございまして、教育課程や教育組織、校地や校舎、財政計画や管理運営、学生の卒業後の自立に関する指導体制や具体的な教員名に至るまで、あらゆる点は何重にもチェックされ、これらが学校教育法や私立学校法、大学設置基準に適合しているかどうか審査されると伺っております。

これらの基準をクリアできるのであれば、当然国が認可をするわけですから十分な信頼性があると考えられますし、もし、不十分な点があれば、認可は下りないことになりま。計画の修正等が必要となる場合もありますし、場合によっては計画断念ということもあり得るということでございます。また、大学が認可・立地できなければ、当然、条例による助成金の交付も行わないことになるわけでありま。

このように、議員が懸念されている「大学の財政面や運営の見通し」につきましては、文部科学省や審議会において多くの専門家を交えて慎重に審議されることになりま。で、市としては、これを注視してまいりたいと考えているところでございませ。

なお、企業立地促進助成については、高等教育機関として、市内に立地することが必須条件でありますので、文部科学省の認可がおり、実際に立地したのちに助成となるものでございませ。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めませ。

〔企画部長 岡部浩司 登壇〕

□企画部長（岡部浩司）

私からは、1点目の飛騨市の大学設置支援室の活動についてお答えいたしま。飛騨市の大学設置支援室は、「飛騨高山大学（仮称）」の設立に向けて支援を行うことを目的として、昨年6月9日に一般社団法人飛騨高山大学設立基金と「大学設置に関する連携・支援協定」を締結し、その協定に基づき、大学立地に関する地元や関係者と調整など、設置に伴う課題を市と連携して取り組むとともに、市内に大学が設置されることを最大限活用して、市内経済に還元する仕組みなどを検討するため、企画部内に室長以下6名で設置したところでございませ。

大学設置支援室においては、大学設立基金と市の関係部局の担当者による連絡調整会議を定期的に開催し、飛騨市学園構想との連携や市内施設の活用、都市計画の見直しなど大学開設までに市と調整すべき事項について確認するなど、協定の範囲内で連携支援を行っているところでございませ。

今後も定期的に連絡調整会議を行う中で、市民の皆様からのご意見等については基金側にお伝えし、大学と調整すべき諸課題についてしっかりと対応してまいりませ。

なお、この連絡調整会議につきましては、市役所での内部会議であり、費用等は発生し

ておりません。

〔企画部長 岡部浩司 着席〕

○10番（野村勝憲）

先ほど企業版ふるさと納税の330万円の説明がありました。これは映像制作の助成金として市から東海テレビへ支払っていますが、この330万円というのは、東海テレビから請求されたんですか。それともこちらが330万円を、その根拠はどういうことなんでしょうかね。金額の根拠は。

△市長（都竹淳也）

これはですね、その際に説明をしたと思いますけれども、企業版ふるさと納税の枠を開放するという考え方だと申し上げました。つまり、この映像制作に対して寄附というかたちで支援をしたいというお申し出があったところを募集して、そこからあった寄附額をそのまま交付する、助成をするというものですから、この金額はお申し出があった、その金額を予算化しているということでございます。

○10番（野村勝憲）

都竹市長はですね、こういう東海テレビとほかの人はほとんど観光もあるいは企画もほとんどタッチしてなかったと思います。この番組についてはね。都竹市長が全面に立って交渉されたと思います。そのとき、たしか、東海テレビの岐阜支社長とやられていますよね。そのとき、例えば視聴率の話は出なかったんですか。去年は寺をテーマにした番組で1月1日は同じ時間やっています。7.7パーセントをとっています。そういった話は出されなかったですかね。

△市長（都竹淳也）

まずですね、私が全面に立ってやっているということではなくて、観光課がロケツーリズムの仕事として、これは進めてきたということですから、私はポイント、ポイントで社長にお目にかかったりいたしましたけれども、実務は全て観光課の担当職員がやっております。まず、これが1点。

それからロケ誘致ですから視聴率が何パーセントになるとか、そういう話じゃなくて、例えば、中にはCMもあるし、そのスポット的に出てくる写真のようなものもあります。そうしたことを幅広く取り組んでいくというのがロケツーリズムの取り組みということで進めておりますので、そのプロセスの中で、時間帯がここに決まったときは、なるほどこの時間帯なのかというふうに思いましたけれども、基本的にはそういう考えの中でこれは進めているということでございます。

○10番（野村勝憲）

それじゃあ、都竹市長ね、ロケツーリズムの考え方と目的をちょっと説明してください。

△市長（都竹淳也）

ロケツーリズムの考え方、何度もですね、いろんなところで話をしておりますけれども、基本的にはシティブロモーションの一環ですので、地域の知名度を高めて地域のファン

を増やし、そしてここに来てくださる方、ここに心を寄せてくださる方を増やして、そして地域のイメージと言いますか、そうしたものをあげていく。その中で、そこからそれをファンクラブとかいろいろなものにつなげながら実際の交流人口の拡大、消費の拡大につなげていくとこういうことで定義されています。

○10番（野村勝憲）

ロケツーリズムというのは、改めて申すまでもなくですね、映画やですね、あるいは、ロケ地を観光資源とする考え方なんです。目的は映画やドラマのファンがロケ地で作品の世界にしたりですね。結果として地域のファンとなってくれること、これが目的なんです。そうしましたら、東海テレビの「行ってきます！古川やんちゃ物語」の前にですね、同じ東海テレビ、12時から12時55分までやっていたと思いますけれども、たしか視聴率はですね、3倍以上の9.5パーセントとった伊勢志摩をテーマにした「タイチサン！」の番組は55分でやられました。これこそロケツーリズムの目的にあった番組だと思いますが、市長はこの番組と比較してみてもですね、どう思われますか。それと同時に私は志摩市へ電話しました。そうしましたら、志摩市は一切助成金とかですね、協力金は出していません。そのへんはどのように考えますか。

△市長（都竹淳也）

まず、その番組、私見ておりません。ですので、お答えしかねます。

それから志摩市が何をどうしたのか知りませんが、飛騨市でも飛騨市が助成金を出さなくても、旅番組に使うことはいくらでもあります。ですけど、今回はロケの舞台としてここを使っただくということで、まさしく先ほどおっしゃったようなそのロケ地を再訪していただくというような目的の中で観光振興として取り組んでいるということでございます。そもそもですね、それ以前に東海テレビの話であって飛騨市の話ではないわけで、その視聴率云々とかそれがどうであったかというのは、そもそもこの市に対してお聞きになることがお門違いであるとこのように思います。

○10番（野村勝憲）

私は広告会社にいたんですわ。自治体ともやりました。いろいろと。都竹市長のような答弁のところはないですわ。名古屋市さんともやりました。やっぱり視聴率なんです。どんな自治体も。民間はもちろんのこと。それを前提に民放は運営しているわけですよ。コマーシャルを出すのも視聴率があつてのことなんです。この例えば、東海テレビが中心になって営業をしたと言いますけれども、広告会社が全部やるんですわ。直接は営業しません。テレビ局は。民放は。そのへんはどういうふうに捉えていますか。

△市長（都竹淳也）

それは東海テレビにご確認になったんでしょうか。東海テレビからは自分たちで営業されたと我々は伺っています。

○10番（野村勝憲）

局が局営業をするということは、一切ありません。それがルールになっています。必ず

広告会社が間に入ってやるんですわ。もう少し勉強されたらどうですか。その点、どういうふうに聞いていらっしゃるんですか。

△市長（都竹淳也）

勉強以前にですね、事実を確認されてからおっしゃっていただきたいということでございます。

○10番（野村勝憲）

私は、先ほど裏情報と言いましたけれど、そのへんはとっております。まあ、堂々巡りになるんでやめますけれども、ルールがちゃんとあるんですよ。メディアが直接やるというのは、ほとんどないですわ。ましてや、アルプス薬品さんがですね、コマーシャルを出すなんてことは知りませんわ。普通、常識的に考えて。そうでしょ。最終的な商品があるわけじゃないでしょ。消費者に向けての商品があるわけじゃないでしょ。そうでしょ。イメージ広告にしてもですね、ただ単発でこんなことはやりません。ちゃんとそれなりの見合ったかたちでやるわけですよ。それでは、もう時間もなくなってきましたので、副市長にお尋ねしますけれども、副市長はですね、都竹市長が飛騨高山大学の評議員に就任されたことはいつ知られましたか。また、就任にあたってですね、当然、相談があったと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□副市長（湯之下明宏）

特に相談があったということでございませんが、就任されたということで認識をしております。

○10番（野村勝憲）

こういう民間、利害関係に今の段階ではですね、飛騨高山大学とはあるわけですよ。基本的にはね。いろいろ言われるわけですよ。そういうときだからやはりコンセンサスをしっかりとって、やっぱりこういうね、私ども2月だったかな、井上代表理事から当然聞かされまして、都竹市長の顔写真まで載っていました。それを見て正直言ってびっくりしたんですけども。こんなに進んでいるのかと。まだ20億円の資金調達もできていないのに姿・形も見えない。そんな中でどうしてかなということで、それでですね、都竹市長にお尋ねしますけれども、当然大学評議員ということですね、評議員ということが会社団体ですね、幹部が重要な案件ですね、事柄、そういったものを相談することになっていと思いますけれども、今までに井上代表とたびたび会っていらっしゃるんですけども、どのような重要な事案を相談されていらっしゃるんですか。具体的に示してください。

△市長（都竹淳也）

先ほどご答弁で申し上げましたが、評議員はどちらかというと諮問機関ですから、意見を言う機関ですからその運営には関わりません。先ほど、籠山議員の質問の中にもありましたが、地方公共団体と地方大学というのは、いろんなビジョンをすり合わせていきな

がら、そして、その地域の中でどうやって連携を図っていくかということが重視されているわけでありまして、実際に今さまざまなお話はこういうふうに関今、企画が進んでいます、こういう例えば建物パースができました。いろんなお話を伺っていますけれども、評議員会というかたちの立場の中では、先ほどご答弁申し上げたとおりですね、いろんなコンセプト、ビジョン、それから大学のその教育の考え方、そうしたことを話しておりますし、先般のWEB会議でもそうしたお話をしております。ですので、運営に直接かかわるといのは、理事ですから、これは理事ではなくて評議員というかたちで外部から意見をいう立場として参加させていただいているということでございます。

○10番（野村勝憲）

もう時間がありませんが、今年の12月12日に宮崎のトンネルが開通しましたね。そのとき、私は高山で古田知事にお会いしたんですけれども。それはそれとしてですね、これから下呂がどんどん近くなってくるわけですね。そうしますと、当然、観光、災害、あるいは医療、これは3市1村でしっかりと提携をしてやっていかなきゃいかんと思います。そのへんをしっかりと連携をとっていただくようお願いをして私の質問を終わります。

〔10番 野村勝憲 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で10番、野村議員の一般質問を終わります。

以上で質疑並びに一般質問を終結いたします。

◆委員会付託

◎議長（葛谷寛徳）

ただいま議題となっております、議案第5号、飛騨市公契約条例についてから議案第41号、指定管理者の指定について（飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館）までの37案件につきましては、お手元に配付しました常任委員会付託一覧表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

次に議題になっております議案第42号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第9号）から議案第52号、令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業特別会計補正予算（補正第1号）までの11案件並びに議案第53号、令和3年度飛騨市一般会計予算から議案第66号、令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの14案件、あわせて25案件につきましては議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、お手元に配付しました予算特別委員会付託一覧表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、これら25案件は議員全員をもって構成する予算特別

委員会を設置し、これに付託のうえ、審議することに決定いたしました。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで議会運営委員会開催のため暫時休憩といたします。再開は午後3時20分を予定しています。

（ 休憩 午後2時50分 再開 午後3時20分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま市長より議案第67号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第10号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第67号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◆追加日程第1 議案第67号 令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第10号）

◎議長（葛谷寛徳）

追加日程第1、議案第67号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第10号）を議題といたします。説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは議案第67号にて提案しております補正予算の審議をお願いするにあたりまして、その概要についてご説明申し上げます。今回の補正予算は繰越明許費の追加であります。プレミアム付食事券については、昨年12月の発売から3月末までの利用期間を予定しておりましたが、国の緊急事態宣言の影響からチケット販売が伸び悩み、また購入された方や店舗等からも利用期間の延長要望が多いことを受けまして、利用期間を5月末までとすることに伴う繰越措置であります。このほかコロナ対策予算については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しておりますが、補助金申請において繰越措置が必要となる商工業の活性化包括補助事業ほか3事業について繰越を追加するものです。以上をもちまして追加上程における提案説明を終わらせていただきます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号につきましては、予算特別委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号については、予算特別委員会に付託のうえ審議することに決定いたしました。

◆休会

◎議長（葛谷寛徳）

ここでお諮りをいたします。あす、3月10日は常任委員会のため休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、3月10日は、常任委員会のため休会とすることに決定いたしました。

◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は3月11日、木曜日、予算特別委員会終了後といたします。本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

（ 散会 午後3時25分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷寛徳

飛騨市議会議員（11番）

籠山恵美子

飛騨市議会議員（12番）

高原邦子